逐条訳

付則 (Annex)

目次

付則第1条	危険物の輸送	1
付則第2条	国際交通における車両登録	3
付則第3条	腐敗しやすい商品	7
付則第4条	国際輸送手続きの促進措置	14
付則第5条	国際旅客交通	18
付則第6条	通過貨物·內陸通関制度2	28
付則第7条	道路交通規則及び標識 3	36
付則第8条	車両の一時的輸入	10
付則第9条	運送事業者許可基準	17
付則第 10 条	輸送条件(運送の価格設定と条件)	19
付則第 11 条	道路・橋梁の設計、建設基準・仕様	57
付則第 12 条	越境・通過施設・サービス	34
付則第 13a 条	· 複合一貫運送事業者の運送責任に関する制度	36
付則第 13b 条	国際貨物輸送のための複合一貫運送事業者の免許基準	78
付則第 14 条	コンテナ通関 8	31
付則第 15 条	商品分類システム	37
付則第16条	運転免許基準	38

付則第1条 危険物の輸送

前文 省略

A1-1 定義

「危険物」とは、環境、健康、安全及び国家安全保障の利益に影響を与える物品を意味する。

A1-2 分類

(a) 危険物は以下のように分類される:

分類 (Class) 1 爆発物

分類 (Class) 2 ガス

- 2.1 類 (Division 2.1) 可燃性ガス
- 2.2 類 (Division 2.2) 非可燃性・非毒性ガス
- 2.3 類 (Division 2.3) 有毒ガス

分類 (Class) 3 引火性液体

分類 (Class) 4

- 4.1 類(Division 4.1) 可燃性個体、引火性個体
- 4.2 類(Division 4.2)自然発火性物質
- 4.3 類 (Division 4.3) 水と接して可燃性ガスを発生する物質

分類 (Class) 5

- 5.1 類 (Division 5.1) 酸化性物質
- 5.2 類 (Division 5.2) 有機過酸化物

分類 (Class) 6

- 6.1 類 (Division 6.1) 毒物
- 6.1 類 (Division 6.2) 病毒をうつしやすい物質

分類 (Class) 7 放射性物質

分類 (Class) 8 腐食性物質

分類 (Class) 9 その他の危険性物質及び物品

(b) 危険物の上記分類への適用にあたっては、危険物輸送に関する国連勧告第2部及び 1957年9月30日にジュネーブで締結され、その後の修正事項を含む危険物の国際輸送 に関する欧州協定(ADR)の規定と整合性を図らなければならない。

A1-3 危険物の国際輸送に関する基準

協定当事国が、以上に定義した危険物の輸送にあたって個別審査による許可を行う場合 には、

- (a) 危険物輸送の梱包及び標章、
- (b) 運送車両の標章、荷役、牽引及び緊締、
- (c) 輸送書類及びその表示、
- (d) 従業員の訓練、
- (e) 火災発生及び爆発時に対する注意事項

について、ADR 及び国連モデル規則にもとづく措置を完全に適用しなければならない。

A1-4	修正	省略
A1-5	批准又は承認	省略
A1-6	発効	省略
A1-7	国内法との整合性	省略
A1-8	保留事項	省略
A1-9	付則の適用停止	省略
A1-10	本協定との関係	省略
A1-11	紛争解決策	省略
A1-12	廃棄通告	省略

付則第2条 国際交通における車両登録

前文 省略

A2-1 自動車の種類

「自動車」は、動力で牽引される車両であり、通常、道路を利用して旅客あるいは貨物の運搬に用いられる。自動車は、自家用乗用車、単車、連結車(セミトレーラを牽引する牽引車)及びセミトレーラ(自動車で牽引された車両、トレーラの一部が自動車に載っており、トレーラとその積載物の重量の大部分が自動車によって支えられているもの)を含む。しかし、農業用トラクタあるいは道路建設車両を含まない。また、鉄道貨車、原付自転車及び自動二輪を含まない。本付則に規定する自動車の図は別紙に記載する。

A2-2 登録義務

国際交通に関わる自動車及びセミトレーラは、その本国において本付則に規定する規則 に従って登録しなければならない。

A2-3 言語及び文字の使用

車両識別標章、登録証及び登録標章において、記載事項は英語(ブロック体及び・あるいは小文字)及びアラビア数字で記載されなければならない。英語及びアラビア数字の指定利用は、現地語及び文字の平行利用による記載事項の再掲を禁止するものではない。

A2-4 識別標章

- (a) 国際交通に関わる全ての自動車は、以下の識別標章を付与しなければならない;
 - (i)車両製造業者の指名あるいは商標、
 - (ii)シャーシあるいは車体 (シャーシがない場合) 上への製造業者の製造番号あるいは 連続番号及び、
 - (iii)製造業者によって付与される場合にはエンジン上へのエンジン番号(セミトレーラーを除く)
- (b) これらの識別標章は、確認可能な位置に表示され容易に識別できなければならない。 さらに、識別標章は容易に改変され取り外しできないようにしなければならない。

A2-5 登録証明

- (a) 国際交通に関わる全ての自動車は、その本国の所管官庁によって発行された有効な登録 証を携行しなければならない。
- (b) 登録証には、以下の内容が記載されていなければならない。

- 1. 基本情報:
- 1.1 件名(車両登録証 Vehicle Registration Certificate)、
- 1.2 発行機関の名称(及び標章)、
- 1.3 発行機関の住所及び連絡先(選択可)、
- 1.4 発行機関の国名 (識別標章によることもできる)、
- 1.5 認証(印章、証印、署名)、
- 1.6 車両登録証の発行日
- 2. 登録内容:
- 2.1 登録番号、
- 2.2 登録国の識別標章、
- 2.3 初度登録日、
- 2.4 有効期間 (永久でない場合)
- 3. 証明書の所有者・保持者に関する事項:
- 3.1氏名(フルネーム)及び
- 3.2 住所
- 4. 車両に関する事項:
- 4.1 車種
- 4.2 車体:
 - 4.2.1 商標、
 - 4.2.2型番、
 - 4.2.3 色:欧州色別基準 RAL コード、
 - 4.2.4 製造年、
 - 4.2.5 シャーシの連続番号、
 - 4.2.6 軸数、
 - 4.2.7 車体重量:トラック及びバスの場合、車体に本情報を記載することもできる
 - 4.2.8 総重量(トラック)または乗車人員(バス)、車体に本情報を記載することもできる)
- 4.3エンジン
 - 4.3.1 商標:車体と異なる場合、
 - 4.3.2 シリンダー数、
 - 4.3.3能力、
 - 4.3.4 馬力、
 - 4.3.5 連続番号

A2-6 登録番号標(ナンバープレート)

国際交通に関わる全ての自動車は、その登録番号を表示しなければならない。表示方法は、自動車の前方及び後方に固定された特殊な平らな垂直板に表示し、車両の縦方向の水平面の中央に対して正しい角度で設置し、35m~40m の距離で識別できなければならない。番号板の表面は、光を反射する素材で構成する。セミトレーラは、登録番号を少なくとも後部には表示する必要がある。

A2-7 国籍標章の識別

- (a) 国際交通に関わる全ての自動車は、その登録証に加えて、登録国の識別標章を後部に表示しなければならない。本識別標章は、ラテン文字の大文字で1桁から3桁の文字から構成され、1文字は少なくとも0.08m(8cm)の高さと0.01m(1cm)の幅を有する文字で構成されなければならない。この文字は白地に黒で、水平の主軸をもった楕円に描かれなければならない。
- (b) 識別標章は、登録番号と一体にしてはならない。あるいは、登録番号と混同するよう な方法で付与し、読みやすさを損なうような方法で表示してはならない。

حار mæ

- (c) 表示方法は、登録番号に関する規定に従わなければならない。
- (d) 各協定当事国の自動車の識別標章は以下のとおりである:

カンボジア:KH、

中国: CHN、

ラオス:LAO、

ミャンマー: MYA、

タイ:T、

AO O +07=30=3

ベトナム:VN

A2-8	相互認証	省略
A2-9	修正	省略
A2-10	批准又は承認	省略
A2-11	発効	省略
A2-12	国内法との整合性	省略
A2-13	保留事項	省略
A2-14	付則の適用停止	省略
A2-15	本協定との関係	省略
A2-16	付則別紙との関係	省略
A2-17	紛争解決策	省略
A2-18	廃棄通告	省略

A2の付図(Attachment): 自動車の図(例示)

乗用車	バス (コーチ)	単車	連結車
最大総重量3.5トン、	最大乗車人員8名(+	最大総重量3.5トン超	トラクタ+セミトレーラ
最大乗車人員8名(+	運転者)超		
運転者)			
000			

注:上記の重量に関する表記は、車両分類の目的のためだけに記載している。

付則第3条 腐敗しやすい商品

前文 省略

第1部 総則

A3-1 定義

本付則では、「腐敗しやすい商品」は、有機物又は生体を意味し、温度(熱い又は冷たい)、湿気あるいは乾燥、あるいは移動等の期間と輸送条件の複合効果の下で、市場性を損なうような品質低下又は死亡に対して脆弱な商品をいう。

A3-2 優先的取扱

- (a) 付則に掲載された腐敗しやすい商品は、本協定付則第4条のA9に規定された手順に従って、国境通関における優先的取扱を適用する。
- (b) 輸送促進のために、協定当時国は、本付則 4(b)に規定する連絡先に対して、検疫検査 及びその変更が予想される腐敗しやすい商品の一覧を、各国相互に通知する。

A3-3 保健、衛生及び植物検疫要件及び関連書類

腐敗しやすい商品は、適切な保健、衛生及び/あるいは植物検疫規制に適合すると共に、 関連する保健、衛生及び/あるいは植物検疫証明書を携行する場合にのみ国境を越えて輸 送できる。関連する両要件は本協定第9条(WHO規則準拠)に従わなくてはならない。

A3-4 関連制度

- (a) 協定当時国は、その活動を本付則の適用に沿って調整し、そこから発生する何からの 問題については、2004年4月30日にプノンペンで設立された合同委員会保健衛生検疫 委員会及び二国間並びに多国間の他の類似する調整組織を通じて解決しなければなら ない。
- (b) 協定当事国は、本付則の適用及びその変更について、各連絡先を相互に通知しなければならない。

A3-5 特定の生鮮品分野のための標準規格

腐敗しやすい商品の特定2項目、すなわち(a)生きている動物及び(b)人間の消費のための腐敗しやすい食料品、生きた観賞用植物及び切り花については、本付則が一層詳細な輸送基準を規定する。

A3-6 標準規格の推奨的性格

本付則の第2部及び第3部は、(a)生きている動物及び(b)人間の消費のための腐敗しやすい食料品、生きた観賞用植物及び切り花の国際輸送に関する協定当事国の規制のための基準として役に立つ勧告類を規定する。

第2部 生きている動物

A3-7 適用範囲

第2部は、生きた動物の道路輸送車両による国際輸送に適用する。

A3-8 適合性

動物は、予定された輸送に適合している場合のみ輸送するべきである。病気あるいは負傷している動物は、輸送に適していると考えるべきではない。同一の事情は、出産期間の動物についても適合する。

A3-9 輸送手段の標章

動物が輸送される車両及び輸送容器は、生きた動物の存在を示す標章及び動物の直立した位置を示す標章を付与しなければならない。

A3-10 快適性・安全性・衛生の確保

- (a) 動物は、動物に負傷させあるいは不必要な苦痛を与える方法によって輸送すべきでは ない。突然の速度変化や進路変更による動物への影響がないように考慮すべきである。
- (b) 輸送手段は、清潔で、脱走防止機能があり、動物の体重に耐え、負傷や不必要な苦痛 を避け、輸送中の安全を確保できるように整備され、運用されなければならない。
- (c) 動物は、排泄物収集装置を備え、清潔で、適切に消毒された輸送手段に積載すべきである。
- (d) 死んだ動物、ごみ及び排泄物は、可能な限り速やかに除去すべきであり、関連する国内の保健・衛生規則に従って処理されなければならない。
- (e) 乳児を伴わない授乳期間の動物は、少なくとも約12時間間隔で搾乳しなければならない。

A3-11 空間要件

動物は、輸送手段において、自然な姿勢(立っている場合、座っている場合、場合によっては寝ている場合等)を確保できるように適切な空間を与えられなければならない。また、必要な場合には、輸送手段の動きから動物を保護するための仕切板を設けなければならない。 積載密度は、適切な換気と空間を可能にしなければならない。

A3-12 居住空間及び空調

輸送手段は、荒れ模様の天候、極端な望ましくない気象条件、大気条件の明確な差異から動物を保護するように整備され運用されなければならない。とりわけ、屋根や十分な数の通風孔あるいは十分な換気を保証する他の手段を備えていなければならない。

A3-13 隔離

- (a) 集団、年齢、性別及び出生等の理由で互い自然に敵対する動物は、相互に隔離してお かねばならない。
- (b) 異なる衛生条件を必要とする動物は、同じ輸送手段で輸送してはならない。
- (c) 輸送された動物は、人又は他の種の動物を隔離しなければならない。

A3-14 治療·医療手当

- (a) 輸送された動物は、適切な治療が行われねばならない。
- (b) 輸送途中で病気にかかった動物又は負傷した動物は、可能な限り速やかに応急措置を 受けるべきである:これらの動物は適切な獣医学上の取扱を受け、必要な場合には、 関連する国内保健・衛生規則に従って緊急屠殺されなければならない。
- (c) 鎮静剤の使用は、例外的条件にあるか、獣医師の直接監視の下にあるのでなければ、 実施してはならない。

A3-15 検査措置

輸送手段は、(例えば窓や昇降口を通じて)輸送する動物を容易に監視でき、検査できるようにしていなければならない。

A3-16 輸送時間

- (a) 動物は、遅延なく輸送されねばならない。協定当時国は、生きた動物の輸送を迅速に 行うために必要な措置を講じなければならない。生きた動物の輸送は、本協定付則 A4-9 に従って国境通関手続きの優先的措置の適用を享受することができる。
- (b) 24 時間を超える輸送の場合には、輸送経路は、動物が休息し、餌を食べ、水を与えられ、必要な場合には、車両から降ろして宿泊するための足場を確保するように設定しなければならない。動物を降ろす場所や時間は、関連する国内保健・衛生規則に従わねばならない。

第3部 腐敗しやすい食品及びその他の腐敗しやすい商品

A3-17 適用範囲

第3部の規定は、人間の消費に用いる腐敗しやすい食品、生きた植物及び観賞用植物、切り花の道路輸送車両による国際輸送に適用する。

A3-18 輸送手段の衛生管理

- (a) 輸送手段の内装は、腐食を防止し、輸送商品に対して化学作用を起こさないようにし、 物質が輸送商品へ移転しないような方法で整備されなければならない。内装は、なめら かで防水加工を施し、清潔で消毒しやすい素材で整備されなければならない。
- (b) 所要の換気及び排水処理を除いて、貨物室は、密封され防水措置を施し、チリ、汚れ、 土、(例えば微生物、病原菌、害虫等の) 生物の出入りを避けるようにし、商品及びそ の周辺環境を、相互作用、汚染及び損傷から保護しなければない。換気及び排水処理が 必要とされる場合には、再生処理できるように設計されなければならない。
- (c) 腐敗しやすい食品に用いられる輸送手段は、食品を汚染し、食品に有害な生きた動物 あるいはその他の商品の輸送に用いてはならない。利用する場合には、これらの商品 を荷降ろしし、くまなく洗浄し、消毒し、必要な場合には除臭した後でなければ輸送 することができない。

A3-19 隔離

生鮮食料品は、生きた動物と一緒に輸送してはならない。また、生鮮食料品は、生鮮食料品が十分に保護されるように梱包されているのでなければ、それらを汚染し、衛生状態に影響し、あるいは、臭いを移すような他の商品と一緒に輸送してはならない。

A3-20 換気

貨物室の湿度を管理するために、適切な換気が行われなければならない。

A3-21 排水

適切な排水措置が、凝結や水滴を避け、商品やその環境に対する損傷から保護するため に実施されなければならない。

A3-22 輸送時間

腐敗しやすい食料品は、遅延なく輸送されなければならない。腐敗しやすい食料品の輸送は、本協定付則 A4-9 に従って国境通関手続きの優先的措置の適用を享受することができる。

A3-23 温度

貨物の温度は、輸送中、国際航空運送協会(IATA)の腐敗しやすい貨物マニュアル及び1970年9月にジュネーブで締結された、腐敗しやすい食料品及びこれらの輸送に用いられる特殊機器に関する協定(ATP)の最終版に規定しているような国際基準に従って維持されなければならない。

A3-24 生きた植物・観賞植物及び切り花の輸送

- (a) 植物の衛生:輸送は、衛生的で害虫等のない植物のみに限定されなければならない。
- (b) 隔離: 取り立ての切り花は、その腐敗を促す、熟した果物、葉、裁断物その他のエチレンガスの素から隔離しなければならない。
- (c) 梱包:生きた植物は、輸送中の乾燥、揺れや損傷を最小にし、換気を可能にするような方法で、充填用化合物 (コンパウンド) に梱包されなければならない。
- (d) 換気:生きた植物は、適切な換気が得られるような方法で保管されなければならない。
- (e) 湿度:生きた植物の場合には、出荷用輸送容器は、乾燥を維持し、かつ脱水状態に晒してはならない。取り立ての切り花の場合には、95%から98%のような高湿度が、乾燥を防ぐために維持されなければならない。
- (f) 標識:生きた植物は、以下のような表示を行った耐久性のある防水標識を付与しなければならない。

「生きた植物 極端な高温・低温にしないこと」:全側面及び上面に貼付。

「天地無用」(この面を上に):上面がいつも適切に位置するように指示する矢印付き。

(g) 給水:清潔な水が、生きた植物、観賞植物及び切り花の保管に用いられなければならない。

第4部 最終規則

A3-25	修正	省略
A3-26	批准又は承認	省略
A3-27	発効	省略
A3-28	国内法との整合性	省略
A3-29	保留事項	省略
A3-30	付則の適用停止	省略
A3-31	本協定との関係	省略
A3-32	付則別紙との関係	省略
A3-33	紛争解決策	省略
A3-34	廃棄通告	省略

A3-AT 別紙 (Attachment) 腐敗しやすい商品一覧

1. 食料品

- 1.1 青果物(生鮮品、保冷品、冷凍品)
- 1.1.1 果物、野菜、
- 1.1.2 その他穀類及び同加工品
- 1.2 動物製品
- 1.2.1 肉及び加工品(生鮮品、保冷品、冷凍品、加工品)
 - 1.2.1.1 牛肉
 - 1.2.1.2 牛肉製品
 - 1.2.1.3 豚肉
 - 1.2.1.4 豚肉製品
 - 1.2.1.5 家禽肉
 - 1.2.1.6 家禽肉製品
 - 1.2.1.7 羊肉
 - 1.2.1.8 羊肉製品
 - 1.2.1.9 馬肉
 - 1.2.1.10 馬肉製品
 - 1.2.1.11 その他肉
 - 1.2.1.12 その他肉製品
- 1.2.2 水産物(生鮮品、保冷品、冷凍品、加工品)
 - 1.2.2.1 魚、甲殼類、軟体動物及び頭足綱
 - 1.2.2.2 魚、甲殼類、軟体動物及び頭足綱の加工品
 - 1.2.2.3 その他水産物
 - 1.2.2.4 その他水産物製品
- 1.2.3 酪農品(生鮮品、保冷品、冷凍品、加工品)
- 1.2.4 卵(生鮮品、保冷品、冷凍品、加工品)

2. 非食料品

- 2.1 植物製品
- 2.1.1 花卉あるいは冷蔵花
- 2.1.2 生きた観賞植物
- 2.1.3 生きた水草
- 2.1.4 その他植物 (例;宣伝用あるいは研究用)

- 2.2 動物製品
 - 2.2.1 臓物
 - 2.2.2 内臓
 - 2.2.3 胴体
 - 2.2.4 血液
 - 2.2.5 皮
 - 2.2.6 孵化した卵
 - 2.2.7 精液及び胎芽
- 2.3 医療用·獣医用物品(保冷品、冷凍品)
 - 2.3.1 血液、血漿、精液
 - 2.3.2 ワクチン
 - 2.3.3 生物研究用試薬
 - 2.3.4 研究・治療目的の病理学・生物学・血清学用物品

3. 生きた動物

- 3.1 牛
- 3.2 羊
- 3.3 豚
- 3.4 ウサギ
- 3.5 家禽
- 3.6 鳥
- 3.7 馬
- 3.8 水生動物
- 3.9 ペット (犬、猫等)
- 3.10 研究用動物
- 3.11 娯楽用動物
- 3.12 動物園用動物
- 3.13 カイコ
- 3.14 蜂
- 3.15 その他の生きた動物

以上

付則第4条 国際輸送手続きの促進措置

前文 省略

A4-1 目的

条約当事者国は、国際道路貨物輸送の簡素化、効率化、迅速化を実現できるように最大限の措置を講じるように努力する。

A4-2 範囲

本付則は、道路を利用した人、車両及び貨物の全てを対象とする。複合貨物一貫輸送の一部として道路輸送を行う場合を含む。

A4-3 助言・協力・調整及び調和

- (a) 協定当事国は、国際道路貨物輸送手続きの円滑な遂行にあたって報告される課題について合同委員会(the Joint Committee)に相談し、課題の改善に必要な手続き・運用方法を迅速に変更するであろう。
- (b) 協定当事国は、国境管理施設に関する以下の点について調整を行うであろう;
 - 開庁時間
 - ・利用可能な検査の種類 (例:通関、検疫、品質管理・検査、保健、出入国管理等) 及び
 - ・輸出入手続きを要する貨物の種類

プロコトル1に指定された国境においては、通常の開庁時間外の事務処理を可能とし、国境の両国における調整を行うことにより、常設の行政官を設置する方法によるか、あるいは事前の通知があった場合の臨時開庁を可能にする方法を用いることによって、検査事務を1日24時間、週7日間にわたって利用可能にするものとする。

- (c) 協定当事国は、その検査及び事務処理手続きあるいは運用方法(例:シングル・ウィンドウ検査)を調整するであろう。
- (d) 協定当事国は、他の協定当事国における情報通信機器の導入・更新・機能向上にあたって、その情報通信システムとの電気的その他の通信手法、データ処理機器、ソフトウェアの様式における互換性を確保するように考慮するものとする。

A4-4 シングル・ウィンドウ検査(SWI)

- (a) 協定当事国は、人、貨物、車両に関する関係当局による同時検査・管理手続きを実施するために必要な手法を採用するものとする。
- (b) シングル・ウィンドウ検査手続きは、関係する両国当局が同時にその業務を遂行することによって達成されうる。

あるいは、ある行政当局が、その業務を遂行するために国境における他の行政部局の業務をお互いに代行することによって達成されうる。

A4-5 シングル・ストップ検査(SSI)

協定当事国は、通関検査に関する「シングル・ストップ」手法を実施できるように協力 するものとする。

(a) 定義

シングル・ストップ検査は、隣接する国の国境を通過する目的について、運送事業者 に対して1回だけの通関検査を行うものである。

(b) 関連措置

シングル・ストップ検査は、以下のような方法で達成することができる。

1.共同作業

隣接 2 ヶ国の行政機関が、国際輸送手続きに関する検査と管理を共同して同時に実施する。隣接する両国の通関当局は、その業務の遂行において可能な範囲でお互いに支援する。

2.分担作業

隣接 2 ヶ国間で業務を分担し、それぞれの特定の業務を従事する。例えば、移動方向(出国・入国) や、輸送種別(旅客・貨物)に応じた分担が考えられる。

3.他国での業務執行

当該国の職員が、相手国内においてその業務を執行する。

4.業務の委託・検査の相互認証

国際輸送手続きに関する検査と管理権限を、相手国の当該機関に委託する。協定当事国は、他の国の当局が実施した検査結果をお互いに承認する。

5.上記手法の混合型

上記の各手法の混合型も適用可能である。

(c) 覚書 (MOU) による適用

シングル・ストップ検査の特定措置は、プロトコル1に指定された国境毎に、当該国境に関わる両国の覚書 (MOU: Memorandum of Understanding) を用いて、隣接両国間において承認する。

A4-6 文書の調和·簡素化·利用言語

(a) 調和

条約当時国は、国際標準及び慣行(例:国連レイアウトキー)に適合した手続き関連 文書を用いるように努力する。

(b) 単純化

条約当時国は、国際道路輸送手続きに必要な所要書類の数と範囲を削減または制限することとする。

(c) 言語

すべての文書は、各国言語に加えて、英語で作成されるであろう。字義の差異が生じる場合には、所要の指摘が英語版にも適用されるであろう。

A4-7 情報の交換

協定当事国は、合同委員会事務局を通じて、その国際道路輸送手続きに関する法令、規 則、文書、事務処理方法等に関する包括的な情報を交換するであろう。

A4-8 貨物通関情報の事前交換

輸出国の行政当局は、関連する国境通関処理に必要な文書を、対応する当事国に対して、 適切な通信手段(例:宅配便、郵便、FAX、テレックス、電子的手段等)を用いて、入手 でき次第、送信するであろう。

A4-9 国際道路輸送手続きにおける優先順位

国際道路輸送手続きにあたっては、以下の順に、関連手続きが優先的に適用されるものとする:

- 1. 病人の搬送、
- 2. 生鮮品の輸送、
- 3. 生体動物の輸送
- 4. その他の商品

A4-10 現物検査の削減等

- (a) 条約当時国は、当事国の利益にとって絶対に必要でない場合には、規定通りの現物検査 手続を削減するように努力するであろう。
- (b) 中継貨物は、汚染リスクその他の安全リスクがない限り、当事国の必要な感染予防措置 や輸送手段の管理権限を侵害しない範囲で、保健衛生上その他の検査から免除される。
- (c) 税関検査は、不定期的な検査を伴うランダム検査によって行われるであろう。

A4-11 所要設備と人員の利用可能性

条約当時国は、国際道路輸送手続きの円滑な履行のための必要とされている設備と人員 がプロトコル1に指定された国境において利用できるように配慮する。

A4-12	修正	省略
A4-13	批准又は承認	省略
A4-14	発効	省略
A4 -15	国内法との整合性	省略
A4 -16	保留事項	省略
A4 -17	付則の適用停止	省略
A4 -18	本協定との関係	省略
A4 -19	付則別紙との関係	省略
A4-20	紛争解決策	省略
A4-21	廃棄通告	省略
付則第	4条の別紙:貿易のための国連レイアウトキー	省略

付則第5条 国際旅客交通

前文 省略

第1部 総則

A5-1 定義

本条は、

- (a) 「携行品」とは、同じ交通手段で旅客と共に携行する荷物をいう。
- (b) 「運送事業者」とは、その業務のために、有償又は無償で、旅客及び、適切な場合には、 その手荷物運送を行う者をいう。
- (c) 「遅延」とは、合意された期間内に目的地に到着しない運送業務の遅延、あるいは、このような合意が存在しない場合には、同じ条件の下で、適切なる注意を払う運送事業者に要求される通常の期間内に目的地に到着しない運送業務の遅延をいう。
- (d) 「不可抗力」とは、運送事業者が予測不能か回避不能な損害、紛失、破損あるいは遅延をいい、回避又は管理できない状況の結果を意味する。
- (e) 「手荷物」とは、運送中、旅客と共に携行する荷物をいう。
- (f) 「旅客」(Passenger) とは、その者との運送契約の実施にあたって、運送事業者の業務として有償又は無償で運送される者をいう。
- (g) 「登録手荷物」とは、運送事業者が、その運送目的のために旅客から引き取った手荷物 をいう。
- (h) 「注意事項」(Remarks) とは、引き取った手荷物あるいは配送手荷物の状態に関して、 運送事業者または旅客が行う告知をいう。
- (i) 「特別引出権」(SDR) は、IMFの定義する計算単位であり、金額の国内通貨への換算は IMFの定義する換算方式に従って計算される。
- (j) 「運送事業者」(Transport Operator) は、有償で道路を利用して貨物又は/及び旅客を輸送する自然人、私法人あるいは公法人をいう
- (k) 「不携帯手荷物」は、貨物同様に運送された手荷物をいい、通常は旅客と同じ輸送手段 を用いない手荷物をいう。

第2部 出入国審査、検疫、税関

A5-2 有効な旅行書類及び査証

(a) パスポートあるいは国際旅行書類

国境を越える人は、有効なポスポートあるいはそれに代わる国際旅行書類を携行しなければならない。契約当事国は他の契約当事国に対して外交経路を通じてポスポートあるいはそれに代わる国際旅行書類の見本を提供しなければならない。国境を越える人は、当事国の法規制あるいは二国間協定または地域協定に基づく免除規定がない限り、当事国の査証要件に適合しなければならない。

(b) 査証発行条件及び手続き

- (i)旅客の国際輸送のための一般的条件
 - 査証の発行様式、条件、手続き、種類及び特徴は、本条付則に定めのない場合、当 事国の法規制に従わねばならない。
 - 一査証の発行または拒否の期間は、10営業日を超えてはならない。
- (ii)商用車の運転者・乗務員のための特別条件
 - 査証の有効期間

運転者・乗務員は、当事国から、最低1年の有効期間を有する複数回入出国のための査証を発行される。有効期間の短い査証や出入国回数を制限する査証の発行は、申請者の要請がある場合には認められる。

一申請に必要な書類

運転者・乗務員による査証の発行申請は、本協定付則第 9 条の要件に基づいて本国から営業許可を得た運送事業者が発行する雇用証明書を必要とする。運転者は、本協定付則第 16 条の要件に基づいて発行された運転免許証の複製を提出しなければならない。

(c) 言語

各国言語に加えて、パスポートまたはそれに変わる国際旅行書類あるいは査証の全て の記載事項は英語表記を併記しなければならない。

A5-3 人の検疫

- (a) 総則: 当事国は、国際保健機構 (WHO) の国際保健規則に適合するように国内法規を制定しなければならない。
- (b) 無検査原則

原則として、以下の人は、定期的な健康診断、検査あるいは検診を受ける必要はない。

- (i)WHO 保健文書(前掲)を携行している者
- (ii)伝染地域あるいは危険地域からの入国ではない者あるいは当該地域を通過していな い者
- (iii)公衆衛生を危険にさらす伝染病の外見上の症状を示していない者
- (c) 例外規定:検査を実施する場合

下記の人は、健康診断を受けなければならない。

- (i)WHO 保健文書(前掲)を携行していない者
- (ii)伝染地域あるいは危険地域からの入国あるいは当該地域を通過した者
- (iii)公衆衛生を危険にさらす伝染病の外見上の症状を示している者
- (d) 伝染患者を発見した場合の対応

健康診断の結果、旅客が公衆衛生を危険にさらす伝染病に感染していることが確認された場合には、関係所管行政機関は下記の措置を実施しなければならない。

- (i)伝染患者の健康状態が旅行を可能とする場合には、入国を拒否し、本国へ戻るよう勧告する。
- (ii)伝染患者の健康状態が旅行できる状態にない場合は適切な治療及び隔離・検疫措置を とる。
- (iii)指定規則に従って、適切な連絡経路を通じて WHO に直ちに通報する。
- (e)保健書類:旅客は、WHO 指定の個人の保健書類を携行する必要がある(例:黄熱病ワクチン接種証明書)。

A5-4 個人携行品の通関:免税措置

- (a) 一時的な輸入許可
 - (i) 非居住の個人による個人的な携行品の一時的な輸入は、許容滞在期間内の再輸出及び 減価償却や消費は別として、変化することのない状態での再輸出を条件として、当事 国の関税及び課税から免除される。同様に、本国における居住者に戻すことによる、 本国からの出発時に携行していた個人携行品の同一国への再輸入(部品、付属品の取 替なしの場合)は関税及び課税から免除される。
 - (ii) 本条の目的のために、個人携行品は、旅行中に生じる全ての状況を考慮して、旅客がその旅行期間中に個人使用目的で合理的に必要とする全ての物(新品あるいは中古)を意味し、商業用の輸入品あるいは輸出品を除く。携行品は以下の物を含むがそれに限定されることはない:
 - -衣服、
 - -衛生品、
 - -個人的な宝飾品、
 - -カメラ、
 - -ビデオカメラ (フィルム、テープその他の付属品を含む)、
 - -合理的な量の範囲内でのスライド・フィルムを含むスライドあるいはフィルムプロジェクター及び付属品、
 - -双眼鏡、
 - -携帯用音響機器、
 - -携帯用音声再生装置 (テープレコーダーや CD プライヤーを含む)、
 - -携帯用ラジオ受信機、
 - -携帯電話、
 - -携帯 TV、
 - -携帯タイプライター、
 - -PC 及び付属品、
 - -携帯計算機、
 - -ベビーカー、
 - -病弱者用の車イス及びスポーツ機器
- (b) 免税輸入

旅客は、以下の数量未満の範囲内で当事国の法規制に従って、商用目的の場合を除き、個人的利用に合理的な数量の範囲内で、輸入品に係る租税公課を賦課されることなしに輸入することが認められる。

(i) 消費財:シガレット 200 本または葉巻 50 本あるいはタバコ 250 グラムまたは総量が 250 グラムを超えないこれらの製品の詰合せ品及び 1 リットルの酒類

- (ii) 総額が特別引出権(SDR)75 ドルの範囲内の非商用性格のその他の商品
- (iii) 滞在1日当たり特別引出権(SDR)100ドルの範囲内の生計費用の通貨 これらの数量・個数は、(i)特定年齢以下の旅客の場合あるいは(ii)国境を頻繁に往復 する旅客(24時間以内に1度以上の場合)にはさらに制限が課せられる。

A5-5 個人携行品の検疫

国境を通過する人の個人携行品の協定本文第9条(後述)に規定する検疫を受けなければならない。

第3部 手続き促進措置

A5-6 手続き促進措置

手続き促進措置は本協定付則第4条のシングル・ウィンドウ及びストップ・シングルに 関する規程を適用する。

第4部 旅客輸送条件

A5-7 輸送料金

- (a) 不定期サービスの場合には、輸送料金は市場に従って自由に決めることができる。ただし、法外に高いか低い価格にならないように、独占禁止条件に従う場合を除く。契約当事国及び運送事業者は、カルテル、支配的地位の乱用、ダンピング、国家補助金のような自由で公正な競争を阻害する手段、協定あるいは慣行を利用してはならない。これら一切の行為は無効である。契約当事国は、個々の運送事業者が本条の定める趣旨に従うことを保証しなければならない。
- (b) 定期サービスの場合には、関係する契約当事国における輸送料金への合意を必要とする。

A5-8 携行品免除及び超過手荷物料金

- (a) 不定期サービスの場合には、携行品の輸送料金免除は、輸送契約に係る当事者間の方の 合意に委ねられる。
- (b) 定期サービスの場合には、各旅客は、20kg までの重量及び合理的な寸法の手荷物を持参することができる。運送事業者は、超過手荷物料金を課することができる。追加料金は、経路によって異なる。しかし、超過重量キログラム当たり旅客運送料品全額の5%を超えることはできない。

A5-9 不携带手荷物

不携帯手荷物の料金は、本協定付則に規定された制度に従う。

第5部 旅客運送事業者の責務

A5-10 適用範囲

- (a) 以下に規定する旅客運送事業者の責務は、旅客の発着地が契約当事者国の領土内にある場合であって、道路を利用した自動車運送事業に関する旅客及び携行品の有償または無償の運送に係る全ての契約に適用する。
- (b) 非携行品の運送に係る旅客運送事業者の責務は、本協定付則第 10 条に規定する制度に 従う。

A5-11 運送契約

(a) 運送書類

旅行切符(チケット)

- (i) 運送契約は、団体旅行切符または個人旅行切符の発行を通じて記録される。切符の欠如、不正、紛失は、本付則の規定に適合している運送契約の存在または有効性を損なうものではない。
- (ii) 切符は、各国語の表記と共に英語で表記し、以下の内容を含むものとする:
 - -運送事業者の名称及び住所、
 - -出発地及び目的地、
 - -旅行日または切符の有効期間、
 - -輸送料金及び本付則に規定する運送責任を含む法規則への言及
- (iii) 切符は、名義人または旅客に対して発行される。

手荷物受取証 (引換証)

- (iv) 手荷物について、運送事業者は、旅行切符と一体となる手荷物受取証(引換証)を 発行しなければならない。
- (v) 手荷物受取証(引換証)は、各国語の表記と共に英語で表記し、以下の内容を含むものとする:運送事業者の名称及び住所、出発地及び目的地、発行日、輸送料金及び本付則に規定する運送責任を含む法規則への言及、手荷物の数及び重量
- (vi) 手荷物受取証(引換証)がない場合または、手荷物の重量あるいは数量を示す記載がない場合には、手荷物重量及び数量は、許容最大値であるとみなされる。

(b) 留意事項

- (i)手荷物の引取(登録)にあたって、運送事業者は、その外見上の条件を確認し、必要な場合には、手荷物受取証(引換証)に適切な留意事項を記載する。
- (ii)運送事業者による外見上の条件に対する留意事項が記載されていない場合には、手荷物は、良好な条件にあると見なされる。

A5-12 運送責任の原則

(a) 強制法規

本付則に規定する運送責任制度の条件を損なうような直接または間接の運送契約条項は、旅客にとって有利になる条件でなければ、全て無効である。しかしながら、本無効条項は、契約書における他の運送条項の有効性を損なうものではない。

(b) 契約と不法行為

本運送責任は、本付則に定める運送契約の実行から生じる全ての請求に適用される。ただし、契約外であることが確認された場合にはこの限りではない。

(c) 従業員、代理店、下請業者の代理責任

運送事業者は、本付則に定める運送事業者として利用する権限を付与されたその従業 員、代理店、下請業者の行為または怠慢(不作為)に対して責任を負う。

A5-13 運送責任の内容

(a) 人的傷害

運送事業者は、死亡あるいは負傷による損失または損害あるいは運送に関連する事故、 旅客の車両への搭乗中または乗降中に生じた事故の結果として生じた肉体的・精神的 傷害に対する責任を負わなければならない。

(b) 遅延

運送事業者は、旅客及びその手荷物の到着に関する遅延から生じた損失に対する責任 を負わなければならない。

- (c) 託送手荷物の紛失または損傷
 - (i)運送事業者は、荷物の受取りから配送までの期間において生じた手荷物の一部または 全部の損傷について責任を負わなければならない。
 - (ii)積極的紛失 (constructive loss): 手荷物が予定・計画到着時刻から 30 日以内に配送されない場合には、当該荷物は紛失したものとみなされる。この場合、旅客は紛失品に対する損害請求を行うことができる。30 日を超えて荷物が発見された場合には、運送事業者は直ちに旅客に通知し、旅客はすでに受け取った損害賠償金の返還を条件に手荷物の配送を指示することができる。ただし、これによって、部分的紛失、損失または遅延に伴う損害請求に対する不利益を受けることはない。旅客が手荷物の返還を請求しない場合には、運送事業者は、手荷物が保管されている場所の法規に従って、当該手荷物を処分することができる。
- (d) 手荷物及び携行品の紛失または損傷

運送事業者は、旅客の車両への乗降中あるいは乗車中に発生した荷物に関連する事故の結果として生じた、旅客の携行品または手荷物の、一部または全部の、紛失または損傷の責任を負わなければならない。

A5-14 運送責任の補償方法及び補償限度

(a) 総則

- (i) 補償限度は、裁判経費及び利子を含まない。上限は運送契約当事者間の合意による。
- (ii) 補償に加えて、運送事業者は、旅客の被害の程度に応じて補償すべき運送料金の全部 または一部の返済を行わなければならない。旅客はそれ以上の損害請求を行うこと はできない。
- (iii) 旅客の死亡、負傷または肉体的精神的損傷あるいは荷物の全部または一部の紛失あるいは損傷、遅延に伴う損害に対する補償額は、補償請求が行われる所轄裁判所の国内法規に従って設定される。
- (iv) 損害賠償請求者の損害賠償請求権もまた、補償請求が行われる所轄裁判所の国内法 規に従って決められる。
- (v)損害賠償請求者は、請求が文書で送付された日、あるいは、裁判所あるいは仲裁の法 的手続きが開始された日から、年率5%の率で補償に伴う利子負担を要求することが できる。

(b) 人的損傷

- (i) 旅客の死亡、負傷または肉体的精神的損傷に対して運送事業者が負う損害補償額は、 同一事故について、犠牲者1人当たり SDR9 千ドルを超えることはない。
- (ii) 犠牲者1人当たりにつき1人以上の申請者がある場合、及びその要求額が設定上限値 を超える場合には、犠牲者1人当たりの請求上限額は、比例的に減少される。
- (c) 手荷物及び携行品の紛失及び損傷
 - (i) 託送荷物

託送荷物の紛失及び損傷に対する運送事業者の賠償責任総額は、遅延しあるいは損傷した託送荷物重量 1 kg 当たり SDR8.33 ドルまたは 1 件当たり SDR166.67 のいずれか高い方の金額を超えることはない。

(ii) 手荷物及び携行品

旅客の手荷物あるいは携行品の紛失及び損傷に対する運送事業者の賠償責任総額は、 SDR166.67 ドルを超えることはない。

(iii) 超過重量

旅客一人当たりの荷物に対する運送事業者の賠償責任総額は、SDR333.34ドルを超えることはない。

(d) 遅延

遅延から生じた荷物の損害について運送事業者の負う補償額は、手荷物あるいは携行 品の物的損害または旅客の肉体的負傷を除き、運送料金を超えない額に限定される。

A5-15 免責事項

- (a) 運送事業者は、以下の事由で生じた事故、紛失、遅延または損傷の場合には、その補償 責任を軽減される:
 - (i)不可抗力、
 - (ii)手荷物あるいは携行品の固有の欠陥、
 - (iii)旅客自身の不注意な行為、あるいは
 - (iv)旅客の旅行以前から抱えていた健康状態。
- (b) 運送事業者が使用していた使用車両の欠陥あるいは運転者の肉体的精神的欠陥は、運送事業者の補償責任を軽減する事由とならない。

A5-16 運送責任の免除あるいは限度の変更

運送事業者は、個人的行為あるいは従業員、代理人、下請業者による行為の結果として 生じた旅客の死亡、負傷、荷物の紛失、破損、配送または到着の遅延等の事故の発生が、 故意であること、または事故の危険性を予想できたこと・知っていたことを証明された場 合には、損害賠償責任の免除あるいは限度に関する適用を受ける権利を有しない。

A5-17 損害賠償請求及び訴訟

- (a) 配送に関する留意事項
 - (i)託送手荷物の配達時に、旅客は、荷物の数量、内容及び状態を確認しなければならない。もし不足または損傷が確認された場合には、直ちに文書で運送事業者に賠償請求 をしなければならない。
 - (ii)託送手荷物の受取にあたって、受取荷物に関する賠償請求がない場合には、荷物は 適切に完全な状態で配達されたものとみなされる。
- (b) 請求期限

本付則に定める運送から生じた補償請求は、当該事故の発生日あるいは目的地への到着予定時刻から以下に定める期限内に裁判または仲裁が開始されない場合には、無効となる。

- (i) 旅客の死亡、負傷あるいは肉体的精神的障害の場合は3年間
- (ii) 手荷物、携行品の紛失、破損または遅延及び旅客の到着遅延の場合は6ヶ月
- (c) 管轄裁判所
- (h) 本付則に定める補償請求は、契約当事国の以下の場所にある裁判所で行われる。
 - -運送契約の出発地または目的地
 - -場所が特定できる場合には紛失・破損の発生地
 - -運送事業者の主な営業所の所在地あるいは
 - -請求者の住居がある場所

(ii)補償請求は、請求発生後に関係当事者間で合意が得られる場合には、仲裁裁定手法で解決することもできる。

A5-18 強制旅客運送事業者損害保険

旅客の負傷または死亡に関して、運送事業者は、強制的に本協定付則第9条第6(c)条に定める旅客の義務を受諾しなければならない。この場合、旅客は、SDR、9千ドルまでの 実損害に対する損害保険を、代理または委任なしに、契約する。

A5 第6部 付則

A5-19	修正	省略
A5-20	批准又は承認	省略
A5-21	発効	省略
A5-22	国内法との整合性	省略
A5-23	保留事項	省略
A5-24	付則の適用停止	省略
A5-25	本協定との関係	省略
A5-26	紛争解決策	省略
A5-27	廃棄通告	省略

付則第6条 通過貨物・内陸通関制度

前文 省略

A6-1 総則

(a) 定義

- (i)国際通過(中継: Transit)輸送とは、特定国の入国と出国が行われる国際輸送の2つの国境間の輸送区間を意味する。
- (ii)国内通過輸送とは、入国か出国のいずれかの国境と国内の通関地点の間の区間を意味する。
- (iii)不可抗力とは予測不能か回避不能な事態を意味し、回避又は管理できない状況を意味する。
- (iv)特別引出権(SDR)は IMF の定義する計算単位であり、金額の国内通貨への換算は IMF の定義する換算方式に従って計算される。

(b) 適用範囲

- (v)本付則の適用範囲は、本協定技術的細則(プロトコル)第 1 条に定める国境を含む 国際・国内の通過輸送に適用する。
- (vi)対象は有償の輸送に限る。
- (vii)輸送区間に複数の発着地を含む場合にはその部分的適用を含む。
- (viii)本付則の適用は運送事業者にとって選択的であり、既存制度の適用と本付則の適用とを選択できる。
- (ix)本付則は、国内法規による輸送貨物の制限を妨げない。
- (x)本付則は、本協定第9条と整合する国内法規による検疫等の適用を妨げない。
- (xi)本付則が適用される時、本付則の通関処理手続きは、中継国における(国際及び国内)中継貨物のための国内通関手続きに代替する。
- (xii)協定当時国が、電子的通関手続きが本協定第 4(d)条及び本協定付則第 4 条の A4-8 及び本協定付則第 12 条の A12-7 に従って実施している場合には、運送事業者の電子的手続きの導入を促進する適切な措置を講じなければならない。

A6-2 通過(中継)通関書類

- (a) 現物検査、保税預託金及び護送 (Escort) の免除 本条の規定に従う場合には、現物検査、保税預託金及び護送 (Escort) を免除する。
- (b) 文書検査及び外見検査

車両及び貨物は、輸送中、文書検査及び外見検査のためだけに通関当局に検査される。

(c) 例外的現物検査

しかし、貨物の輸送中検査を必要とする異常が認められる場合には、通関当局は例外 的に検査することができる。

(d) 車両及び貨物の追跡

通関当局は、輸送の阻害、遅延、追加的要求を必要としない場合には、電子的機器、GPS、情報通信技術(ICT)の活用のような適切な措置を適用し、車両及び貨物の追跡管理を行うことができる。

A6-3 輸送手段

- (a) 技術基準とその承認
 - (i)本付則(第6条車両の一時的輸入)のもとで行われる貨物の輸送に利用される車両及びコンテナは以下のような手法で製作され、配置される:
 - 痕跡を残したり改ざんすることなしには、あるいは通関シールを破損させることな しには、貨物を極秘に輸送容器内に出し入れ又は差し替えすることができないような 構造であること、
 - 通関シールや追跡管理機器の簡単で効率的な貼付を可能にするものであること、
 - 貨物を隠すことができる隠された空間を確保できないこと、及び、
 - 貨物を保管可能な全ての空間が通関当局によって容易に確認できること。
 - (ii)本国の通関当局は、貨物の密輸出入を防止するに十分な安全保障機能を当該設計仕様が満たしていない場合には、本付則に規定する車両の走行を拒否することができる。 (iii)本国の通関当局は、本付則別紙 1a に規定する車両の技術基準または本付則別紙 1b に規定する標準規格にしたがって本国の技術審査当局が発行する車両検査証明書にもとづく型式(一連の道路運送車両)の個別車両別又は型式別に本付則の規定のもとで走行を承認されている車両の走行を拒否する権限を付与されているものではない。
 - (iv)本国の通関当局は、本付則別紙 2a に規定するコンテナの技術基準または本付則別紙 2b に規定する標準規格にしたがって本国の技術審査当局が発行するコンテナ技術検査適合証明書にもとづく型式(一連の道路運送車両)の個別車両別又は型式別に本付則の規定のもとで輸送を承認されているコンテナの輸送を拒否する権限を付与されているものではない。
- (b) シール (封印) の付与
 - (i)車両の貨物積載部分あるいはコンテナは、貨物輸送の出発国の通関当局によって封印されなければならない。
 - (ii)本国通関当局は、協定当事国の他の通関当局が貼付した封印を、不作為が確認できる場合には、承認しなければならない。ただし、他の管理上の目的がある場合には、本国通関当局は、その領土内に入る際に、追加の封印を貼付することができる。

- (iii)通関当局が、本付則第8条(b)(輸送途上の事故)に従って、輸送途中の貨物の現物検査を行う場合、あるいは車両の変更を行うために封印を取り外す必要がある場合には、新しい封印を貼付し、その内容を追加の費用負担なしに通関書類に記録しなければならない。
- (iv)重量貨物あるいはバルク貨物であって、その重量、寸法あるいは特性のために、閉鎖された輸送容器で輸送できない場合には、封印されない車両で輸送することができる。この場合、貨物の差し替え、抜き取りあるいは追加を防止するため、内容物の記載事項(例:積荷明細、写真、図面等)によって容易に確認できる必要がある。通関当局は、輸送への干渉、輸送の遅延あるいは輸送人への追加の要求事項なしに、貨物の差し替え、抜き取りあるいは追加を防止するために、適切な監視措置を追加することができる。

A6-4 通過(中継)及び内陸通関書類

- (a) 運送事業者は、通過・内陸通関書類を携行しなければならない。
- (b) 本書類は、認定された発行保証機関が、発行しなければならない。
- (c) 本書類によって、認定された発行保証機関は、関税、租税、利子の支払いを保証する。
- (d) 通過・内陸通関書類は、以下の複製を必要とする:
 - (i)発行保証機関用に1通
 - (ii)運送事業者用に1通
 - (iii)出発地通関当局用に2通
 - (iv) 通過時の通関当局用に2通
 - (v)目的地通関当局用に2通
- (e) 通過・内陸通関書類は、国内言語と英語の併記を行い以下の記載事項を必要とする:
 - (i)件名
 - (ii)本条規定適用への言及
 - (iii)発行機関の名称・署名または押印欄
 - (iv)運送事業者の名称・住所・署名または押印欄
 - (v)書類の有効性:
 - 一出発国・通過国・目的国
 - 入国地点·出国地点
 - 有効期間及び延長期間の記載
 - (vi)運送に利用する車両の仕様
 - (vii)封印(シール)または識別標章
 - (viii)封印(シール)または識別標章の輸送中の通関当局による付け替えを記入する欄
 - (ix)輸送中の車両変更を記入する欄

- (x) 8 項目の記入欄: 出発地用 2 カ所、通過地用 4 カ所及び目的地用 2 カ所のコンテナ取扱や発着保証の記入欄
 - -記入欄(Box1)は、出国側通関当局が輸出封印を付与した場所と日時を含む。
 - -記入欄 (Box2) は、貨物原産国の輸出証明を含む。
 - -記入欄 (Box3-6) は、各中継国の輸入及び輸出証明を含む。
 - -記入欄(Box7)は、輸送目的国の輸入証明を含む。及び、
 - -記入欄(Box8)は、国内事務処理の目的のために、あるいは、目的国の通関当局による他の通関制度の下に貨物を位置づける事務処理のために、目的地で封印を除去した場所及び日時、を含む。及び
- (xi) 貨物明細の記入欄:
 - 一貨物品目・数量
 - 一商品明細
 - 一貨物重量
 - 一通関申告金額

合同委員会は、適切な場合には、中継内陸通関書類の記載項目を修正することができる。

- (f) 合同委員会は通過・内陸通関書類の詳細仕様を作成する。
- (g) 同書類は、同一シールで示される全ての貨物を含まなければならない。
- (h) 同書類は、一運行について有効である。
- (i) 商取引用の貨物については、貨物の送り状の複製を通過・内陸通関書類に添付しなければならない。

A6-5 通過(中継)及び内陸通関申請書類

- (a) 通過・内陸通関書類は運送事業者と通関当局の署名を含む原本の携行によって保証される。
- (b) 当事国への貨物の輸入は、輸入国の通関当局が保証した原本の携行によって保証される。
- (c) 当事国からの貨物の輸出は、輸出国の通関当局が保証した原本の携行によって保証される。
- (d) 本規定の原本が紛失した場合には、運送事業者は通関当局が確認できる代替的書類を 提出しなければならない。

A6-6 通過(中継)及び内陸通関書類の有効性

中継内陸通関書類は、以下のいずれかの事務処理に伴って、その有効性を失効する。

- (a) 当該国の領土からの中継貨物の輸出について、中継国の通関当局が中継内陸通関書類 に記載した出国証明、あるいは
- (b) 目的地通関当局への貨物の到着に関して、国内用途又は他の通関制度に下に貨物を位置づけるための事務処理

A6-7 有効期限

- (a) 中継内陸通関書類は、発行日から起算して最低6ヶ月の有効期間を有しなければならない。しかしながら、入国の当事国通関当局への提出によって有効期間の終了前に最初の利用が行われた場合には、中継内陸通関書類は、運送事業が完了するまで有効である。
- (b) 本付則の下で許可された国際運送事業は、当事国に入国した日から起算して 30 日以内 に当該当事国を車両/輸送容器が出国した時点で終了する。
- (c) 時宜を得るために、中継内陸通関書類は、当事国の領土内に入国した日から起算して 3ヶ月を超えない期間内で履行を終了しなければならない。

A6-8 走行中の事故

- (a) 走行中貨物の紛失または破損
 - (i)貨物の紛失または破損あるいは通関シールが破損した場合には、運送事業者は直ちに 当時国通関当局に通知しなければならない。
 - (ii)関税及び諸課税の支払いは、中継内陸通関書類に記載された貨物であって通関当局 が承認するような破損、輸送中の不可抗力による回復不能な紛失又は貨物の性質によ る欠損ついて通常免除される。
- (b) 車両の変更

運送事業者が輸送中に車両変更せざるを得なくなった場合には、運送事業者は、貨物の 運送事業を所管する当事国の通関当局に直ちに通報し、破損したシールを取り替え、中 継内陸通関書類に変更を記録しなければならない。代替車両は、本協定付則第3条に規 定する技術基準を満たさなければならない。

(c) 走行経路の変更

運送事業者が輸送中に、やむを得ざる理由により指定走行経路を変更せざるを得なくなった場合には、運送事業者は、当事国の通関当局に直ちに通報しなければならない。 当局は、代替経路指定のために関連する他の所管行政庁に通知する。

(d) 有効期限の延長

運送事業者が、不可抗力またはその他の合理的理由によって、当時国領土内における本付則運送事業を期間内に完了できず、中継内陸通関書類の取消を行う場合には、有効期間の終了前に、当事国の通関当局に対して再輸出期間の延長願を提出する。当事国の通関当局は、一時許可文書の再輸出あるいは取消が不可抗力またはその他の合理的理由で妨げられたことを承認する場合には当該期間の延長を認める。

A6-9 発行及び保証機関・機構

- (a) 各協定当事国は、中継内陸通関書類を発行し、当事国の通関当局に対して、当該文書 が適切に履行されなかった場合あるいは他の不測の事態が発生した場合に、輸入課税 (利子を含む)を支払うための国内の発行保証組織・機構を承認しなければならない。
- (b) 協定当事国は、所管発行保証組織・機関を相互に承認しなければならない。
- (c) 通関当局が要求する総額の支払いのために、協定当事国は、所管発行保証組織・機構 に対して送金に必要な機能を付与しなければならない。

A6-10 発行及び保証機関・機構の責務

- (a) 所管発行保証組織・機構は、本付則の国際運送事業者に関して、不正な事態が発生した場合(例:関税法規則違反、対応の欠如、中継内陸通関書類の期限切れ等)には、 当事国の関税法規則に従って、直接に輸出入課税及び利子の総額の支払い義務を負う 運送事業者と、連携してあるいは個別にその責務を履行しなければならない。
- (b) 所管発行保証組織・機構の責務は、中継内陸通関書類に記載された貨物一覧だけでなく、当該書類に記載されていないが、道路車両の貨物室の封印された区画に含まれる 貨物あるいは封印されていない重量貨物あるいはバルク貨物の場合の列挙された貨物 又は積載ヤードで確認される貨物をも対象とする。
- (c) 当事国の通関当局は、その自由裁量で、直接の支払い義務を負う運送事業者に関税、 租税、料金及び利子を請求することができる。
- (d) 当事国の通関当局が不正を摘発した場合には、本国の所管発行保証組織・機構は、通知日から起算して 30 暦日を超えない範囲内で当事国の通関当局に対して関税、租税、利子を預託する。
- (e) 当事国の通関当局は、所管発行保証組織・機構が国内法規則の定める期間内に支払額 の返還要求を行った場合には、不正の事実がない場合に受け取った金額を、遅滞なく 返還しなければならない。
- (f) 所管発行保証組織・機構は、当事国の通関当局に対して保証人として支払った関税、 租税及び利子を、支払い義務のある運送事業者から回収し償還要求する権限を付与さ れる。

(g) 所管発行保証組織・機構の支払義務は、発行された中継内陸通関書類1件につき SDR35,000 ドルに限定されなければならない。

A6-11 通関当局に対する保証人の保障

(a) 総則

本国通関当局に対する保障義務に適合させるために、所管発行・保障組織・機構は、 本国の通関当局に以下の(b)及び(c)に規定する法的要件及び金額を保障しなければな らない。

(b) 法的要件

他の法的要件のうち、所管発行・保障組織・機構は、以下の事項を措置すべきである。

- (i)本国における資産を維持管理し、あるいは
- (ii)現金の預託金を準備し、あるいは
- (iii)本国の通関当局と共同及び継続的な債券を、
- 一本国に設立された金融機関が発行する銀行保証の方法によるか、
- 一本国に設立された保険会社が保証する保険契約の方法によって預託し、あるいは
- (iv)本国における対応する組織によって代理するか、あるいは
- (v)以上の措置の2つ以上を組合せた方法を用いて、

上記の措置は、本国の通関当局による承認を条件として、保障しなければならない。

(c) 金額

本付則に基づいて提供されるべき保障額は最大 SDR7 万ドルである。もし、提供保障額が一部又は全部、未払いの負債に利用された場合には、保障額は SDR7 万ドルになるまで補充されなければならない。

A6-12 犯罪者の適用除外

- (a) 協定当事国は、一時的あるいは恒久的に、本付則の適用にあたって、自動車の国際貨物輸送に適用される関連関税法規則に対する重大な違反を犯した人又は法人を除外する権利を有する。
- (b) 関連協定当事国の通関当局は、全ての他の協定当事者の通関当局及び本国の所管発行・保証機関・機構に対して、本条の適用除外を実施した場合には、直ちに通報しなければならない。

A6-13 修正 省略 A6-14 批准又は承認 省略 A6-15 発効 省略 A6-16 国内法との整合性 省略 A6-17 保留事項 省略 A6-18 付則の適用停止 省略 A6-19 本協定との関係 省略 A6-20 本協定と別紙との関係 省略 A6-21 紛争解決策 省略 A6-22 廃棄通告 省略

別紙 A6-A1a 本協定の通関に資する車両の技術基準 別紙 A6-A1b 本協定の通関に資する車検証 別紙 A6-A2a 本協定の通関に資するコンテナの技術基準 別紙 A6-A2b 本協定の通関に資するコンテナの技術検査適合証明書

訳注:本付則第22条の後に付与されている別紙1a(本協定の通関に資する車両の技術基準)、1b(本協定の通関に資する車検証)、2a(本協定の通関に資するコンテナの技術基準)及び2b(本協定の通関に資するコンテナの技術検査適合証明書)は名称のみの列挙があるだけで、技術仕様そのものは掲載されていない。

付則第7条 道路交通規則及び標識

前文 省略

A7-1 道路交通規則

道路交通規則は、本付則別紙1に記載された道路規則とする。

A7-2 道路標識及び信号

- (a) 本協定のプロトコル1に指定された経路上の道路標識等は、本付則別紙2に規定されたように設置されなければならない。
- (b) 本付則が各国内で発効した日から4年間の経過期間は、本協定プロトコル1に指定された経路上の道路標識等を漸次取替または設置していくことを協定当事国に認める。この間、本付則別紙2に記載された道路標識等は別紙2に記載された意味と異なる意味で用いられることがありうる。
- (c) 本付則が各国内で発効した日から 15 年間の経過期間は、本協定プロトコル1に指定された経路上にあって、原則として別紙2に記載した制度に適合しない道路標識等を漸次取替ていくことを協定当事国に認める。この期間は、道路利用者に別紙2に記載された制度に慣れるようにするために、従前の道路標識等と並べて設置しておくことができる。
- (d) 本付則別紙2が道路利用者に対して特定の情報や規則を伝える標識としての機能を果たさない場合には、協定当事国にその旨を伝えなければならない。
- (e)本付則は、協定当事国に本付則別紙2の全ての道路標識等の設置を要求するものと解してはならない。反対に、協定当事国は、厳密に必要とされる標識の設置に、その数や種類を限定しなければならない。
- (f)協定当事国は、道路交通の安全性を損なうような方法で、道路標識等の近くに設置し、 あるいは道路標識を隠し、道路標識を混乱するような標識、案内、看板等を設置することを禁止しなければならない。

A7-3 説明

- (a) 道路表示、標識及び信号における言語の利用は、表象 (シンボル) の利用によって最小限度にとどめることができる。
- (b) 英語・ラテン語及びアラビア数字の利用は、いかなる場合にも各国語の併記を妨げるも のではない。

A7-4	修正	省略
A7-5	批准又は承認	省略
A7-6	発効	省略
A7-7	国内法との整合性	省略
A7-8	保留事項	省略
A7-9	付則の適用停止	省略
A7-10	本協定との関係	省略
A7-11	本協定と別紙との関係	省略
A7-12	紛争解決策	省略
A7-13	廃棄通告	省略

A7-A (別紙) 1 道路規則の概要 (逐条訳は省略)

別紙1は、道路(交通)規則を定め32条からなる。項目を列記すると、以下のとおりである。

- 1. 標識及び信号の役割
- 2. 交通警官の指示
- 3. 総則
- 4. 運転者
- 5. 集団行動
- 6. 車線
- 7. 走行方法
- 8. 対向車
- 9. 速度と車間距離
- 10. 運転総則
- 11. 公共交通
- 12. 進路変更
- 13. 徐行
- 14. 交差点
- 15. 立体交差
- 16. 歩行者規則
- 17. 運転者の歩行者に対する行動
- 18. 車線内の島
- 19. 駐停車
- 20. ドア開
- 21. 自動車道
- 22. トンネル
- 23. 身障者
- 24. 二輪車·自転車
- 25. 警告
- 26. 軌道車
- 27. 積載
- 28. 搭乗者
- 29. 事故の際の行動
- 30. 車両ランプ利用規則
- 31. 特殊車両ランプ
- 32. 例外·免除規定

自動車交通が一般的でない環境を考慮しており、牛などの動物等の移動にあたって路肩よりを利用するように指示している点等が特徴的である。

A7-A (別紙) 2 道路標識等の概要 (逐条訳は省略)

別紙2は、以下のような構成になっている。

第1章 規制、指示、警戒、案内等の標識区分別の標識の役割・意味、表示方法等 (第1条から第17条まで)

第2章 信号機の規定 (第18条から第19条までの2条)

第3章 道路標示の規定(第20条から第26条まで)

第4章 付則(その他の道路工事表示等、第27条から第32条まで)

別紙2には、さらに2つの付則(Annex)がある。協定本文に対する最初の付則も Annex と表記しているので混同しないようにする必要がある。

ここでは付則は、協定本文の付則第7の別紙2の付則1と2の位置づけにあり、添付されている図の説明文である。

別紙2付則(Annex)1 主に道路交通標識の規定の構成は、以下のとおりである。

セクション A (警戒)、32 標識

セクションB (指示)、6 標識

セクション C (規制・禁止)、9項目

セクション D (強制指示)、11 項目

セクション E (特殊指示)、13 項目

セクションF(案内)

セクション G (方向指示等)

セクション H (補足)

別紙 2 付則 (Annex) 2 主に道路標示の規定の構成は、以下のとおりである。 (4章 47条)

第1章 総則(標示の線の太さや配置等を指定)

第2章 道路上に示され、道路進行方向に付与された車線や進行方向等の規制標示 (指示標示について人家密集地と地方部の別に規定)

第3章 道路上に標示される横断歩道等の交差標示

第4章 その他の駐停車規制等

別紙2には、さらに別とじの道路交通標識の図がある。

各図番についての説明は別紙2付則の中に記載されている。

付則第8条 車両の一時的輸入

前文 省略

A8-1 総則

(a) 定義

(i)不可抗力 (Force Majeure) は、予測不能及び回避不能であってその結果を防ぐか管理することができない場合をいう。

(ii)商用自動車は、その本国において登録された車両であって、報酬・対価その他の条件で行われる旅客の輸送あるいは、報酬の有無に関係なく、工業用あるいは商業用の 貨物の輸送に用いられる車両をいう。

(iii)SDR (特別引出権) は、IMF (国際通貨基金) によって定義された通貨計算単位を意味し、その額の国内通貨への換算は IMF に基づく評価方法に従って計算されなければならない。

(b) 適用範囲

(i)本付則の制度は、協定付則第2条第1条(前掲条文参照)に規定する自動車に適用される。

(ii)(i)に規定する自動車の国際走行に関して、中国及びミャンマーと他の全ての協定当事国との間の走行については、本付則の適用は2段階に分けて段階的に適用され、本付則が発効される第1段階では、商用自動車のみに適用され、本付則発効後2年を経過した第2段階では、協定に規定する他の全ての自動車に適用される。

(iii)本付則の制度は、協定本文第9条(動植物検疫)に適合する各国内の保健衛生・検 疫に関する法規制の自動車に対する適用を妨げない。

(iv)本付則の制度は、協定当事国が一方的な国内的制度によって一同広範囲の便宜を提供することを妨げない。

(v)本付則の制度は、協定本文第5部に規定する第12条から第17条に従って国内法規制の適用を行うことを妨げない。

(vi)本付則に規定する制度及び手続きは、車両の運行管理者が、既存の一時的な自動車の入国許可制度を用いている場合あるいは既存の本国関税手続きに適合している場合には、その適用を選択的に利用することができる。

A8-2 輸入課税の免除

本付則に規定した再輸出及び他の条件に基づいて、

(a) 各協定当時国は、他の協定当事国において登録された自動車の当該国領土への一時的輸入を、輸入課税及びその他の諸制限措置を適用することなしに、許可する。

(b) 車両の通常の機器を構成する付属品、工具その他の物品及び通常の燃料タンクに入っている燃料及び自動車の修理に必要な合理的数量の維持管理部品及び補給部品は、輸入課税から免除される。その場合、これらの物品は、一時的許可文書に特記される必要はない。

A8-3 一時的許可文書 (Temporary Admission Document)

- (a) 当事国に一時的に輸入される自動車は、一時的許可文書を携行しなければならない
- (b) セミトレーラは、別の一時的許可文書に記載するか、あるいは、牽引車の一時的許可 文書において別途規定されなければならない。
- (c) 一時的許可文書は、車両の本国における所管発行・保証組織・機関によって発行され なければならない。
- (d) 一時的許可文書は、協定当事国の領土内に入るための一つあるいはそれ以上の許可を 含むものでなければならない。
- (e) 一時的許可文書は、以下の数の複本を含まなければならない;
 - (i)所管発行当局用の1部、
 - (ii)自動車運転者用の1部、
 - (iii)領土内に入国される当時国の各通関当局用のための2部
- (f) 一時的許可文書は、英語を用いて以下の事項を記載していなければならない。英語の 利用は本国の言語の併記を妨げるものではない;
 - (i)件名:一時的許可文書、
 - (ii)本協定本文第 18 条及び付則第 8 条の適用に関する条項、
 - (iii)発行機関の名称及び署名押印欄、
 - (iv)文書保持者の氏名及び住所及び署名押印欄、
 - (v)有効期間及び延長期間、
 - (vi)有効性の地理的範囲、
 - (vii)入国及び出国地点、
 - (viii)自動車の仕様及び記述 (牽引車及び被牽引車):
 - 一登録国、
 - 登録番号、
 - 初度登録年及び製造年、
 - 一車両自重、
 - 一総重量、
 - 座席数及び積載重量、
 - 一軸数、
 - -製造業者の商標あるいは名称、
 - -型番、

- シャーシ番号あるいは製造番号・連続番号、
- -車体と異なる場合はエンジン商標、
- -エンジン燃料種別(軽油、ガソリン、他)、
- -エンジン連続番号、
- ーエンジン能力、
- ーシリンダー数、
- 一馬力、
- -車種(例:乗用車、トラック、バス、トレーラ)、
- -色(欧州規格 RAL コード)、
- -室内装飾材料、機器(ラジオなど)、
- -スペアタイヤ数及びその他の装備品、
- (ix)一時的許可毎の入国日及び場所、関税局の署名押印(入国証明)、
- (x) 一時的許可毎の出国日及び場所、関税局の署名押印(出国証明)及び
- (xi)再輸出のための延長保証期間の記載欄

合同委員会(協定本文第29条委員会)は、適切な場合には、一時的許可文書の記載事項を修正することができる。

(g)合同委員会(協定本文第 29 条委員会)は、一時的許可文書の書式、発行、体裁及び印 刷仕様を規定する。

A8-4 再輸出

一時的許可文書に記載された車両は、当該文書の有効期間内において、損耗または通常の燃料及び潤滑油の消費を除いて、同一の一般的状態の下で、再輸出されなければならない。

A8-5 一時的許可と再輸出の証明

- (a) 車両の一時的許可の証明は、当事国の通関当局による一時的許可文書の適切な複本の 所持及び一時的許可文書の適切な複本に記載された入国証明によって行われる。
- (b) 自動車の再輸出の証明は、当事国の通関当局による一時的許可文書の適正な複本に記載された出国証明によって行われる。
- (c) 出国証明を含む一時的許可文書の原本が欠けた場合には、自動車の運転者は、自動車が実際に再輸出されるものであることを通関当局に証明するための代替的証明書類を提出することができる。

A8-6 一時的許可文書の取消

一時的許可文書に記載された有効期間内の出国証明は、一時的許可文書の取消の効果を 有する。再輸出に関する十分な代替的証明書類も同様の効果を有する。

A8-7 有効期限

- (a) 一時的許可文書は、発行日から起算して最低6ヶ月の有効期間を有しなければならない。しかしながら、入国の当事国の通関当局への提出によって有効期間の終了前に最初の利用が行われた場合には、一時的許可文書は、自動車が本国に戻るまで有効である。
- (b) 本付則の下で許可された自動車は、当事国の入国した日から起算して 30 日以内に当該 当事国を出国しなければならない。
- (c) 時宜を得るために、一時的許可文書は、当事国の領土内に入国した日から起算して3 ヶ月を超えない期間内で履行を終了しなければならない。

A8-8 走行中の事故

- (a) 走行中車両の紛失または破損
 - 一時的に許可された車両は、事故で重大な損害を被った場合には、以下の条件を満た す場合には再輸出の義務を免除される。
 - (i)輸入課税が走行当時国の通関当局に支払われた場合、あるいは
 - (ii)車両が廃棄され、走行当事国の通関当局に認められた場合、あるいは
 - (iii)当事国の所管行政官の監督の下で、一時的な入国を許可された人または法人の費用 負担によって破壊され、救出された部品が再輸出されたか、そのために輸入課税が支 払われた場合。
- (b) 旅程の変更

車両の運転者が意図しない環境条件の変化によって指定経路での走行を中止せざるを 得なくなった場合には、運転者は、当事国の通関当局に直ちに通報しなければならない。 通報を受けた当事国の通関当局は、代替走行経路を指示するために他の所管当局に通報 しなければならない。

- (c) 有効期限の延長
 - (i)車両の一時的輸入を行った人又は法人が、不可抗力またはその他の合理的理由によって、車両の有効期間内の再輸出及び一時的許可文書の取消を行うことができない場合には、有効期間の終了前に、当事国の通関当局に対して再輸出期間の延長願を提出する。
 - (ii)当事国の通関当局は、一時許可文書の再輸出あるいは取消が不可抗力またはその他の合理的理由で妨げられたことを承認する場合には当該期間の延長を認める。

A8-9 発行及び保証機関・機構

- (a) 各協定当事国は、一時的許可文書を発行し、当事国の通関当局に対して、当該文書が適切に履行されなかった場合あるいは他の不測の事態が発生した場合に、輸入課税(利子を含む)を支払うための国内の発行保証組織・機構を承認しなければならない。協定当事国は、商用自動車用と非商用自動車用のための2種の国内発行保証組織・機関を承認することができる。
- (b) 協定当事国は、所管発行保証組織・機関を相互に承認しなければならない。
- (c) 通関当局が要求する総額の支払いのために、協定当事国は、所管発行保証組織・機構 に対して送金に必要な機能を付与しなければならない。

A8-10 発行及び保証機関・機構の責務

- (a) 所管発行保証組織・機構は、本付則の制度の下での車両の一時的許可に関して、不正な事態が発生した場合(例:関税法規則違反、対応の欠如、一時的許可文書の期限切れ等)には、当事国の関税法規則に従って、直接に輸入課税及び利子の総額の支払い義務を負う車両運転者と、連携してあるいは個別にその責務を履行しなければならない。
- (b) 当事国の通関当局は、その自由裁量で、直接の支払い義務を負う人又は法人に関税、 租税、料金及び利子を請求することができる。
- (c) 当事国の通関当局が不正を摘発した場合には、本国の所管発行保証組織・機構は、通知日から起算して 30 暦日を超えない範囲内で当事国の通関当局に対して関税、租税、利子を預託する。
- (d) 当事国の通関当局は、所管発行保証組織・機構が国内法規則の定める期間内に支払額 の返還要求を行った場合には、不正の事実がない場合に受け取った金額を、遅滞なく 返還しなければならない。
- (e) 所管発行保証組織・機構は、当事国の通関当局に対して保証人として支払った関税、 租税及び利子を、支払い義務のある文書の保有者又は人・法人から回収し償還要求す る権限を付与される。
- (f) 所管発行保証組織・機構の支払義務は、発行された一時的許可文書 1 件につき SDR 2 万 ドルに限定されなければならない。

A8-11 通関当局に対する保証人の保障

(a) 総則

本国通関当局に対する保障義務に適合させるために、所管発行・保障組織・機構は、 本国の通関当局に以下の(b)及び(c)に規定する法的要件及び金額を保障しなければな らない。

(b) 法的要件

- (i)所管発行・保障組織・機構は、本国における資産を維持管理し、あるいは
- (ii)現金の預託金を準備し、あるいは
- (iii)本国の通関当局と共同及び継続的な債券を、
 - 本国に設立された金融機関が発行する銀行保証の方法によるか、
 - 本国に設立された保険会社が保証する保険契約の方法によって預託し、あるいは
- (iv)本国における対応する組織によって代理するか、あるいは
- (v)以上の措置の2つ以上を組合せた方法を用いて、

本国の通関当局による承認を条件として、保障しなければならない。

(c) 金額

本付則に基づいて提供されるべき保障額は最大 SDR4 万ドルである。もし、提供保障額が一部又は全部、未払いの負債に利用された場合には、保障額は SDR4 万ドルになるまで補充されなければならない。

A8-12 犯罪者の適用除外

- (a) 協定当事国は、一時的あるいは恒久的に、本付則の適用にあたって、自動車の国際的 走行に適用される関連関税法規則に対する重大な違反を犯した人又は法人を除外する 権利を有する。
- (b) 関連協定当事国の通関当局は、全ての他の協定当事者の通関当局及び本国の所管発行・保証機関・機構に対して、本条の適用除外を実施した場合には、直ちに通報しなければならない。

A 8-13	修正	省略
A8-14	批准又は承認	省略
A 8-15	発効	省略
A8-16	国内法との整合性	省略
A 8-17	保留事項	省略
A 8-18	付則の適用停止	省略
A8-19	本協定との関係	省略
A8-20	紛争解決策	省略
A8-21	廃棄通告	省略

付則第9条 運送事業者許可基準

前文 省略

A9-1 序

国際道路輸送に従事する運送事業者は、本条に定める基準を満たさなければならない。

A9-2 基本要件

- (a) 国際道路輸送に従事する運送事業者は以下の条件(A9-3 から A9-6 までの条件)を満たす場合のみ、協定締結国の本国において運送事業者の免許を得ることができる。
- (b) 運送事業者が自然人でなく法人である場合であって、法人の所有者本人が許可条件を備えていない場合には、法人の業務遂行にあたる責任者が本規定の信頼性及び専門能力を備えていなければならない。
- (c) 運送事業者が本許可条件を満たさなくなった場合には、本許可は取り消される。

A9-3 国籍要件

運送事業者は下記の要件を満たさなければならない。

- (a) 運送事業者の資本の過半は、協定締結国の本国の国籍を有する者によって所有されなければならない。
- (b) 運送事業者は、協定締結国の本国の国籍を有する者が過半数を占める役員会によって 運営されなければならない。

A9-4 信頼性

以下の条件に該当する者は運送事業者になることができない。

- (a) 協定締結国本国における関連法規で有罪判決を受けた者
- (b) 道路運送分野に係る法規制によって専門資格を剥奪された者
- (c) 破産者(協定締結国本国において運送事業者としての資格を回復していない者) この信頼性要件は、日本の国内法規でいえば欠格事由とされる要件である。

A9-5 専門能力

協定締結国の本国は、運送事業者が健全な経済的事業運営能力を有し、適切なサービスの供給、公正競争の確保、安全性の確保に係る専門的能力を有することを保証しなければならない。この専門的要件には以下のような内容が含まれる。

(a) 道路運送事業に関わる法的事項(例:契約、運送事業者の責務、会社法、会計法、労働法、税法)

- (b) 運送事業務の管理(例:費用運賃計算、支払い金融業務、価格規制、保険、取扱業、 管理技術、営業)
- (c) 市場アクセス条件(例:運送関連文書、公正競争・反ダンピング)
- (d) 道路運送事業務に関わる技術的事項(例:車両寸法・重量、車両の選択、車両の維持 管理、荷積卸等の荷扱い、危険物や生鮮品の輸送、道路交通に係る環境保護原則)
- (e) 道路輸送の安全性(例:道路法規、道路事故防止及び改善方策)

A9-6 財務上の健全性

- (a) 運送事業者は、道路運送事業の健全な管理運営を保証するに十分な財政的手段を有しなければならない。
- (b) 運送事業者の財務上の健全性を評価するために、財務諸表、資産、銀行勘定、信用能力、銀行保証、保険内容等を考慮する必要がある。
- (c) 運送事業者は、契約遂行を保証する保険に加入していなければならない。

A9-7	修正	省略
A9-8	批准又は承認	省略
A9-9	発効	省略
A9-10	国内法との整合性	省略
A9-11	保留事項	省略
A9-12	付則の適用停止	省略
A9-13	本協定との関係	省略
A9-14	紛争解決策	省略
A9-15	廃棄通告	省略

付則第 10 条 輸送条件(運送の価格設定と条件)

前文 省略

第1部 総則

A10-1 定義

- (a) 「運送事業者」(Carrier) は、有償で貨物を輸送する人をいう
- (b) 「荷受人」(Consignee) は、貨物を受け取る人をいう。
- (c) 「荷送人」(Consignor) は、運送事業者と運送契約を締結する人であって、貨物を運送事業者に引き渡す人をいう。
- (d) 「運送依頼書」(Consignment Note) は、運送契約、運送条件、費用、貨物の輸送を記録する目的の運送文書をいう。
- (e) 「遅延」は、合意された期間内に貨物が配送されない遅延、あるいは、このような合意が存在しない場合には、同じ条件の下で、適切なる注意を払う運送事業者に求めらされる通常の期間内に配送されない遅延をいう。
- (f) 「不可抗力」は、予測不能か回避不能な事態を意味し、回避又は管理できない状況を 意味し、貨物の紛失、破損、遅延の原因となる環境条件をいう。
- (g) 「輸送中」(In transit) は、輸送中、すなわち運送業務の一過程をいう。
- (h) 「処分権」は、貨物の運命を決定する権限をいう。
- (i)「特別引出権(SDR)」は、IMFの定義する計算単位であり、金額の国内通貨への換算は IMFの定義する換算方式に従って計算される
- (1) 「注意事項」(Remarks) は、引き取った貨物あるいは配送貨物の状態に関する告知をいう。

A10-2 適用範囲

- (a) 本付則は、自動車による道路輸送を用いた貨物の有償運送契約に適用する。そこでは、 貨物の運送事業者への引き渡し場所と貨物の荷受人への配送場所が、異なる協定当時 国の領土内で実施される。
- (b) 本付則は、国際郵便条約の条件の下で輸送された貨物に適用すべきではない。

第2部 運賃

A10-3 運賃

- (a) 運賃は市場によって自由に決定することができるが、過度に高い運賃や低い運賃となることを防ぐための独禁法適用除外措置を妨げない。
- (b) 契約当事国及び運送事業者は、カルテル、支配的地位の乱用、ダンピング及び国家補助のような自由で公正な競争環境を妨げる手法、協定又は慣行を用いてはならない。 このような行為は無効となる。協定当時国は、その運送事業者がこの認識に一致していることを保証しなければならない。

第3部 運送責任制度

A10-4 運送契約

- (a) 運送依頼書:
- (i) 運送契約は、荷送人及び運送事業者の署名のある3つの写を含む運送依頼書 (Consignment Note) に記録されなければならない。署名は手書き、印刷、穴あき、 スタンプ、シンボルその他の機械式でも電子書式でもよい。その内容は、運送契約書が 発行される協定当時国の法規に整合しなければならない。最初の写は荷送人、次の写は 貨物と共に輸送し、3つめの写は運送事業者が保管しなければならない。
 - (ii)運送依頼書には、
 - 作成場所及び作成日、
 - 荷送人の名称・住所、
 - -運送事業者の名称・住所、
 - 貨物の荷受場所・日付及び配送場所、
 - -荷受人の名称・住所、
 - -貨物の性質の一般的用途に関する記載、梱包方法、危険物の場合には本協定付則第 1条の規定に従った記載
 - -梱包数及び指定標識・数、
 - -貨物重量または個数、
 - -運送諸費用(運送費、付帯費用、その他契約日から納品日までに発生する費用)、
 - -関税目的の商品金額
 - その他通関書類、その他運送に必要な事項
 - -運送は、内容に反する規定にもかかわらず、本付則に従う旨の記述 を記載しなければならない。
 - (iii)その他必要な場合には、運送契約書には以下の事項を記載しなければならない。
 - 中継禁止条項、
 - 荷送人が負担すべき料金、

- 一代引金額、
- 貨物金額及び配送にあたって特別な関心を示す数量、
- -運送事業者及び荷受人向けの留意点、
- 荷送人による貨物保険指示書、
- 一納入期限、
- -運送事業者に手渡す文書リスト
- (iv)契約当事者は、必要と考えられるその他事項の追記を行うことができる。
- (v)運送依頼書の欠如・不正・紛失は、本付則の条件に従う運送契約の存在または有効性を損なうものではない。

(b) 運送引受時の留意点

- (i)運送事業者は、運送引受時に、貨物の数量・重量、商品及び梱包の質(状態)、運送上の注意事項を確認しなければならない。運送事業者による注意事項の告知がない場合には、貨物は完全かつ良好な状態にあるとみなされる。
- (ii)運送事業者がこれらの運送依頼書に記載される貨物の品質、数量、包装状態を確認する合理的手段を有しない場合には、荷送人が確認できる状態で根拠となる理由を添えて運送依頼書に注意事項を明記しなければならない。同様に、貨物及びその包装状態に関する明白な状態に関する注意事項を明記しなければならない。これらの注意事項は、契約当事者が運送依頼書に、荷送人を拘束するものであることに関する明示的な合意を記載してない場合には、荷送人を拘束することができない。

(c) 貨物の処分権

運送依頼書に他の定めのない場合、

- (i) 荷送人は、貨物の輸送停止・返却・目的地変更に関する処分権を有する。
- (ii)荷送人の処分権は、以下の場合には停止し荷受人に移管される:
 - ーすでに貨物が配達済みの場合
 - 一荷受場所に到着している場合及び配送を荷受人が要求した場合
 - 運送依頼書の第二の写しを荷受人の要請で荷受人が受け取った場合

運送事業者は、輸送中にこれらの処分権を実施する場合に必要となる追加費用を請求することができる。

(d) 実行権

貨物の破損・紛失・遅延等に対して、荷送人、荷受人共に運送事業者に対してその損害 を請求することができる。ただし、運送事業者は一回に限ってその損害補償の責を負う。

A10-5 運送責任原則

(a) 必須条項

契約事項に直接または間接に反する条項は無効である。ただし、特定条項の無効性は他の条項の有効性を損なうものではない。

(b) 運送契約及び不法行為

既存の責任制度は、契約上又は契約外においても、本付則に基づく運送契約条項の遂行 の結果として生じる損害請求を規定する。

(c) 従業員、代理店、下請業者の代理責任

運送業務に関連して、運送事業者は、本付則に基づく運送事業者と同様の代理権限を有する、その従業員、代理店、下請業者の活動及び怠慢についても、責任を負う。

A10-6 運送責任の対象

(a) 総則

運送事業者は、運送引受時から納品時までの期間に生じた貨物の破損・紛失・遅延等 に伴う損害の一部または全部についての責任を負う。

- (b) 積極的損害
 - (i)貨物が合意された納入日から 30 日以内に配送されない場合や当該規定がなく貨物の 引受時から 60 日以内に配送されない場合には、貨物を紛失したものとみなし、荷送人 または荷受人は損害の請求を行うことができる。
 - (ii)ただし、その後に貨物の配送が可能となった場合には、運送事業者は支払額の返還を請求できる。
 - (iii)他方、再配送貨物に関する運送事業者からの通知後 30 日を経て、荷送人または荷受人から再度の配送要請がない場合には、運送事業者は当該貨物をその所在地で処分することができる。

A10-7 賠償方法及び賠償限度

- (a) 紛失または破損
 - (i)損害賠償額は、貨物の運送引受時と場所における市場価格等にもとづいて計算される。
 - (ii)運送事業者の補償額は、紛失・破損貨物重量 1kg 当たり 8.33SDR を超えることはできない。
 - (iii)運送事業者は、損害の程度に応じて運送費、関税、租税公課その他輸送に伴う諸費用の返還を受けることができる。
 - (iv)運送事業者は、追加的損失の賠償義務を負わない。
- (b) 遅延

遅延の損害額は、運送費用を超えない額に限定される。

(c) 配送における金額又は特別価値の告知

運送依頼にあたって特別の商品価値または配送時間要請に関する指定がある場合には、 上記規定を超えて損害賠償を請求することができる。

- (i)商品価値の告知
 - -この場合、A10-7(a)(ii)の規定限度は、告知された商品価値に代替される。
- (ii) 配送における特別価値の告知
 - -この場合、A10-7(a)及び(b)に定める損害賠償とは独立して、運送事業者は、追加的損失保証義務を負う。

A10-8 免責事項

- (a) 運送事業者は、配送における紛失、破損及び遅延が以下の事情によって生じたものであることを証明できる場合には、その損害賠償責任を軽減される:
 - (i)不可抗力、
 - (ii)貨物固有の欠陥、
 - (iii)荷送人または荷受人による注意事項の無視あるいは
 - (iv)運送事業者による間違った荷扱い又は注意事項の無視の結果以外の原告の指示
- (b) 運送に利用された車両の欠陥は、運送事業者の運送責任を軽減するものではない。
- (c) 運送事業者が、配送における紛失、破損及び遅延が以下の原因によるものであること を証明できた場合には、荷送人/荷受人の反証に従って、運送事業者の賠償責任は軽減 される。
 - (i)無蓋車両の利用が、運送依頼書において明示的に規定され合意されており、梱包の異常な不足か欠如によるものではない場合
 - (ii)特別な貨物の場合、貨物の梱包の欠如又は不適切な梱包が、梱包がない場合又は不適切な梱包状態によって発生した廃棄や損失に対して賠償責任がある場合
 - (iii)荷送人、荷受人あるいは両者のために業務に従事する人による貨物の荷扱い、積み込み、保管、あるいは荷降ろし等の荷役作業
 - (iv)特に、梱包の破損、さび、腐敗、乾燥、漏出、一般的廃棄、あるいは、蛾又は害虫を 通じて、全体的あるいは部分的紛失又は破損に曝された特定種類の貨物の特性。しか し、運送は特別装備の車両によって行われ、貨物を高温、低温、温度変化又は空気の 湿度に耐えるように装備されていた場合には、運送事業者は、このような機器の選択、 維持管理及び利用が義務として実施され、特別の指示に従っていたことを立証しなけ ればならない。
 - (v)梱包表示あるいは数の不適切な表示または不十分な表示、あるいは
 - (vi)生体輸送における損害について、運送事業者が、全ての段階において当該環境条件の下で、運送事業者に与えられた特別な荷扱い方法に基づいて通常の最善の管理を行っていたことを立証できる場合

A10-9 損害賠償限度あるいは免責の移転

運送事業者は、運送によって生じた紛失、破損又は遅延の責を有する場合あるいは、その 従業員、代理店、下請会社等の故意の違法行為又は著しい職務怠慢によって当該責任を有 する場合には、運送事業者は、その責任の移転又は責任限度を軽減することはできない。

A10-10 苦情処理

- (a) 遅延に関する注意事項
 - (i)貨物の配送にあたって、荷受人は、貨物の受取時にその数量(数及び重量)及び明確な 貨物の品質(状態)及び梱包状態を確認しなければならない。もし、数量不足又は損 耗が発見された場合には、直ちに適切な注意事項を文書で作成しなければならない。
 - (ii) もし、数量不足又は損耗が明確でない場合には、文書で注意事項を作成する期間は、 貨物の受取から7日間まで延長することができる。
 - (iii)荷受人によるこのような通知がない場合には、貨物の数量及び品質は、運送依頼書に 記載された通りであったものとみなされる。

(b) 有効期限

運送事業者に対する貨物の紛失、破損又は遅延に関する全ての損害賠償請求は、指定期限内に実行され、1年以内に所轄の裁判所で受理されなければならない。

- (i)部分的紛失、損耗又は遅延の場合
 - -貨物の配送後、及び
- (ii)完全な紛失の場合
 - -合意された配送期間から30日後、又は、合意期間がない場合には、運送事業者による貨物の受取から60日後

ただし、運送事業者又はその代理人による意図的な行為にもとづく場合には、期限は、 3年に延長される。

(c) 所轄裁判所

- (iii)本付則に基づく損害賠償請求行為は、以下のような協定当時国の所轄裁判所で行われる。
 - -貨物の荷送地、荷受地
 - -事故の発生地点
 - 運送事業者の所在地
 - ー請求者の所在地
- (iv)損害賠償請求は、請求が行われた後の関係当事者間に締結された合意に基づいて、 示談で処理することもできる。

第4部 最終規則 A10-11 修正 省略 A10-12 批准又は承認 省略 A10-13 発効 省略 A10-14 国内法との整合性 省略 A10-15 保留事項 省略 A10-16 付則の適用停止 省略 A10-17 本協定との関係 省略 A10-18 本協定と別紙との関係 省略

省略

省略

別紙 運送依頼書

A10-20 廃棄通告

A10-19 紛争解決策

Copy nr. [1 (consignor)] [2 (consignee] [3 (carrier)] 1 Consignor (name, address and contact data: phone, International Consignment Note fax, email) (This carriage is subject notwithstanding any clause to the contrary to Annex 10 to the Agreement between Cambodia, PRC, Lao PDR, Myanmar, Thailand, and Viet Nam for the Facilitation of Cross-Border Transport of Goods and People) 2 Consignee (name, address and contact data: phone, 16 Contracting Carrier (name, address and contact data: phone, fax, email) fax, email) 3 Place of delivery of the goods 17 Subcontracting actual carrier (name, address and contact data: phone, fax, email) 4 Place and date of taking in charge of the goods 18 Carrier's remarks 5 Documents attached 6 Marks and 10 Other 11Gross 7 Number of 8 Method of 9 (Dangerous) 12 Volume in m3 **Packages** nature of the particulars: numbers weight in kg packing goods Customs value Other ADR Class ADR Number ADR Letter 13 Consignor's instructions: 19 Special Agreements: for Customs formalities: - cargo insurance to be arranged by the carrier: for other formalities: - period/latest day for performance of carriage : transhipment is/is not allowed - declared value and/or special intrest in delivery of goods : other: 20 To be paid Consignor Currency Consignee by: Carriage charges: Reductions: Balance: Supplemental 14 Instructions on payment of carriage charges charges: Other charges 0 prepaid TOTAL: 0 collect 20 21 Done at 15 Cash on Delivery: on 22 Consignor's 23 Carrier's signature/stamp 24 Goods received: signature/stamp - at (place) - on (date) Consignee's remarks: Consignee's signature/stamp:

図 運送依頼書の書式 (Consignment Note) (付則第 10 条別紙)

付則第11条 道路・橋梁の設計、建設基準・仕様 前文 省略

A11-1 基準の概要

道路の設計、建設基準は、表1のとおりである。

		主要幹線	クラス1	クラス2	クラス3
道路種別		4車線以上	4車線以上	2車線	
		アクセス制限			
	平地	100-120	80-110	80-100	60-80
設計速度(km/h)	起伏地	80-100	60-80	60-80	50-70
	山地	60-80	50-70	40-60	30-60
道路用地幅(m)	地方部	50-70	50-70	40-60	30-40
追陷用地帽(III)	都市部	40-60	40-60	30-40	30-40
	平地	3.75	3.50-3.75	3.50-3.75	3.00(3.25が望ましい)
車線の幅員(m)	起伏地	3.75	3.50-3.75	3.50-3.75	3.00(3.25が望ましい)
	山地	3.50-3.75	3.50-3.75	3.50-3.75	3.00(3.25が望ましい)
	平地	1.50-3.00	1.50-3.00	1.50-2.50	1.50(2.00が望ましい)
路肩の幅員(m)	起伏地	1.50-3.00	1.50-3.00	1.50-2.50	1.50(2.00が望ましい)
	山地	2.50	1.50-2.50	1.50-2.00	1.00-1.50(1.50が望ましい)
	平地	390	220	200	110
最小曲線半径(m)	起伏地	230	120	110	75
	山地	120	80	50	50
		アスファルト/	アスファルト/	アスファルト/	簡易舗装(DBTS)
舗装種別		セメント	セメント	セメント	
		コンクリート	コンクリート	コンクリート	
最大片勾配(%)	地方部	7	8	10	10
取八八四記(90)	都市部	6-7	6-8	6	6
	平地	4	5	6	6
最大縦断勾配(%)	起伏地	5	6	7	7
	山地	6	7	8	8
析下高(m)		4.50	4.50	4.50	4.50
们, 广向(川)	望ましい数値	5.00	5.00		
構造荷重(最小)		HS20-44	HS20-44	HS20-44	HS20-44

注1: 道路用地幅、車線幅、路肩幅、最大片勾配は、条約当時国の設計基準に適合させる必要がある場合には、変更することができる。 注2: 各国の構造荷重を用いてもよい。

表 1 道路基準

A11-2 道路種別

(a) 本条約のプロトコル1に指定された経路及び回廊は表2のように分類される。

種別	内容	舗装種別
主要幹線(Primary)	アクセスの制限された自動車道	アスファルトまたはセメントコンクリート
クラス1	4車線以上の道路	アスファルトまたはセメントコンクリート
クラス2	2車線	アスファルトまたはセメントコンクリート
クラス3	2車線(狭い)	二層瀝青質の簡易舗装

(UNESCAP 1995年のアジアハイウエイ基準に基づく)

表 2 道路種別

- (b) 「主要幹線道路」は、アクセスの制限された自動車道である。アクセスの制限された 道路は、自動車のみに利用されなければならない。自動車道へのアクセスは、規格の 異なる交差道路によってのみ行われなければならない。各国の国内法規によって認め られている場合を除き、二輪自動車、自転車及び歩行者は、交通の安全性を確保し、 自動車の高速走行を保証するために、自動車道への進入を認められてはならない。異 なる規格の交差は自動車道に適用されてはならない。また、車道は中央分離帯で区別 されなければならない。主要幹線道路は、GMS 諸国における近年の自動車道整備の状況 を考慮して本分類に加えられた。
- (c) クラス3は、道路建設資金が制約されている場合あるいは道路用地が制約されている場合にのみ適用することができる。舗装種別は、将来可能になった場合には直ちにアスファルトセメントまたはセメントコンクリートに更新されるべきである。クラス3は、また、適用可能な最低限の規格とみなされるので、クラス3以下の道路区間は、クラス3基準へ適合・改良するように努力すべきである。
- (d) 道路建設・改良の終了後、今後 20 年間に予測される将来の道路交通量(以下、予測日 交通量: PDT と呼ぶ)は、以下に記述する道路規格の決定に用いられるべきである。
- (e) 大型車と低速車の存在は、道路規格に大きな影響を与えることは国際的に認められている。このため、本道路分類において、アジア諸国における道路構造基準設定に広く用いられている「乗用車換算単位 (Passenger Car Unit:pcu)」手法を用いることを提案する。
- (f) 小型車の交通量は、小型車専用の車線が整備される場合には考慮する必要がない。大型車の流動係数 (flow coefficients) は、道路が山地に位置する場合には、大きくすることができる。

- (g) 道路種別は、交通量を示す指標として乗用車換算係数 (pcu) を用いて以下のように決定する。
 - (i) 車種別 PDT 及び流動係数を決定する。
 - (ii)K 値 (年間の 30 番目時間交通量 (pcu/時) の年平均日交通量 (pcu/日) に対する比率) を決定する。計画道路の特性と類似の道路交通量データを用いる。K 値は、通常 0.10 前後である。
 - (iii)D値(30番目のピーク時重方向の交通量(pcu/時)の 30番目のピーク時双方向の交通量(pcu/時)に対する比率)を決定する。D値は、通常 0.55 から 0.60 の間であり、まれに 0.80 の場合もみられる。
 - (iv)PPHT (計画ピーク時交通量 (pcu/時)) を計算する。計算式は以下のとおりである。 PPHT=PDT× K×D、PPHT は、予測された重方向の30番目時間交通量 (pcu/時) を意味する。
 - (v)PPHT を 1800 (pcu/時) で割る。1800 は1車線の基準交通容量として広く認められている。この数値を用いて1方向の車線数を決定し、2倍して双方向の道路の車線数を決定する。
 - (vi)上記の手順 v) の車線数にしたがって道路種別を決定する。主要幹線道路は、アクセス制限付きの道路整備が必要な場合に適用する。

A11-3 地形区分

地形の区分は、表3の基準が用いられなければならない。

地形区分	横断面勾配
平地	0%~9.9%
起伏地	10%~24.9%
山地	25%以上

表 3 地形区分

A11-4 設計速度

設計速度、道路種別、地形区分の関係は、本付則第1条表1のとおりである。120km/hの設計速度は、主要幹線道路のみに適用しなければならない。主要幹線道路はアクセス制限付きの自動車道であり、中央分離帯、規格の区分された交差道路を有している。都市部における推奨設計速度は以下のとおりである;

主要幹線道路 80-100km/h

クラス 1 60-80km/h クラス 2 50-60km/h クラス 3 30-50km/h

A11-5 交差点

- (a) 各道路種別別の道路幅員、車線幅員、路肩幅員のような諸元は本付則第1条表1のと おりである。
- (b) 歩行者、自転車、動物牽引運搬車は、地域内交通によって順調な走行が妨げられる区間であって、適用可能な場合には、側道や歩道によって、通過交通から分離されることが強く推奨される。

A11-6 平面線形(最小曲線半径)

- (a) 平面線形(最小曲線半径)は、地形に応じて設定し、同一設計速度での安全かつ連続的な運転を可能にしなければならない。平面線形は、少なくとも設計速度に対して最低の側方摩擦を確保しなければならない。
- (b) 道路のカーブの設計にあたっては、設計速度と曲線の間及び片勾配と側方摩擦の間の合成について適切な関係を設定しなければならない。曲線半径は、以下の式で計算される。 $R=v^2/\{127.5(e+f)\}$

ここで、

R:曲線半径 (m)、

v:設計速度(km/h)、

e:片勾配率 (m/m)、

f:側方摩擦係数

推奨側方摩擦係数は、表4のとおりである。

設計速度(km/h)	40	50	60	70	80	90	100	110	120
側方摩擦係数	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14	0.13	0.13	0.12	0.11

表 4 推奨側方摩擦係数

- (c) 最小曲線半径は、設計速度が与えられた場合の曲線の限界値であり、片勾配率と側方 摩擦係数を用いて上記の(b)の公式で計算される。最小曲線半径は、必要な時にのみ適用 され、長い曲線部にも推奨される平面線形と関連して用いられ、100%までの大きな数値 が標準設計曲線半径として考慮される
- (d) 平面線形に沿った拡幅は、設計速度、舗装幅員、曲線半径及び標準的な車両諸元にも とづいて行わなければならない。

(e) 都市部における推奨最小曲線半径は以下のとおりである;

主要幹線道路 230m クラス1 120m クラス2 75m クラス3 50m

A11-7 縱断線形(縱断勾配)

- (a) 道路の縦断線形 (縦断勾配) は経済的に可能な限り円滑であるべきである。すなわち、 土地の起伏を削除する場合と回避する場合を比較考慮すべきである。最大縦断勾配を用 いる場合に、設計者が十分考慮すべき点は、一度所与の縦断勾配で建設されると、初期 投資の完全な損失なしに、縦断勾配を緩やかにするような改良を行うことが極めて難し いということである。最大縦断勾配は、付則第1条表1に示すとおりである。最低縦断 曲線長は、道路種別の差異、設計速度、駐車施設間の最小距離に応じて決定されなけれ ばならない。
- (b) 登坂車線のための限界長は、主要幹線道路とクラス1の道路に対して推奨される(表 5 参照)。坂道では登坂車線長が上記数値を超える大型車用に登坂車線の整備が求められる。

地形区分	主要幹線道路	クラス1	備考
平地	3%-800m	3%-900m	
平地	4%-500m	4%-700m	国内規格の適用
起伏地	4%-700m	4%-800m	も、交通量に応じ
	5%-500m	5%-600m	て適用することが できる。
山地	5%-600m	5%-700m	(2.9)
山地	6%-400m	6%-400m	

表5 登坂車線のための限界勾配区間長

A11-8 舗装

- (a) 車道は、セメントないしはアスファルト・コンクリートの舗装をすべきである。予想される交通量が少ない場合に限り、簡易舗装(BT)が用いられる。また、路肩も、アスファルトまたはセメントコンクリートまたは簡易舗装で舗装されることが推奨される。
- (b) 道路舗装は、i)標準的なトラックに基づく最大荷重、ii)交通量、iii)設計耐用期間、iv)用いるべき素材の品質などを考慮に入れて設計される。

A11-9 橋梁·暗渠

橋梁と暗渠については、恒久構造物として建設されるべきである。50m未満の小さな橋梁は、路肩を含めた道路幅が適用される。50mより長い主要橋梁の曲線と曲線との間の幅は、舗装道路幅より50センチ広くなければならない。1mの幅の歩道が用意されなくてはならない。ただし、長い橋梁の場合、歩道は片側のみに限ることもできる。

A11-10 構造荷重

- (a) 大型車交通の増加、特にコンテナ輸送が増加する場合には、適切な設計荷重(最大軸荷重)が求められる。道路構造への深刻な損傷を防ぎ、維持管理費用を削減するためにも、本条約プロトコル1に指定した経路及び回廊は、国際道路網として、高い設計荷重能力を保持しなければならない。
- (b) フルトレーラーの荷重に応じた国際基準である HS20-44 の最小設計荷重は、構造設計に 用いられなくてはならない。国内基準の適用も認められる。

A11-11 桁下高(垂直方向)

最小桁下高は、ISO 規格 コンテナの安全な通行に必要な 4.5m が確保されなくてはならない。しかし、橋梁のような既存施設の改良工事の費用が高く、十分な桁下高が確保できない場合には、低床式のグーズネックトレーラーを用いることができる。一般的には、望ましい桁下高は5mでなければならない。特に本条約プロトコル1に指定した経路及び回廊上の主要幹線道路の建設・改良においてはそうである。

A11-12 推奨される道路付属施設

協定当事国は、道路種別に応じた安全性を確保するために、以下に示す道路付属施設を整備するこが推奨される。

(a) 照明

- (i) 国境、長いトンネルや橋、その他の道路と隣接した区間及び交差点インターチェンジ などの特別な地域
- (ii)その他の特定の区間で同種の照明が求められる。
- (b) 防眩処理をした装置

中央分離帯が狭く照明のない区間における、反対車線あるいは並行道路から遮蔽する ため、中央分離帯や路肩に設置する人工の仕切りや垣根

(c) 加速·減速車線

高速道路や自動車道路の出入り口でのアクセスのための加速・減速車線

(d) 緊急停止域 (静止用の路肩)

主要幹線道路やクラス1道路における、連続的な静止帯及び路肩に設けられた舗装された緊急停止区域

(e) 緊急避難所

長い急な坂でのトラックの安全を保障するために、他の手段がない場所において設けられる下り坂車線に沿って建設された緊急待避所

(f) 安全柵及び遮蔽物

事故で車線から離れた車両を保護し、衝撃を吸収するためのガードレール、衝突緩衝物、安全遮蔽物及び柵

(g) 鉄道の立体交差

交通量の多い自動車道、高速道路、一般道路と鉄道の立体交差(橋またはトンネル)

- (h) 動物の横断からの保護
 - (i) 動物が道路を横断する危険があるところに設置される柵
 - (ii)動物が道路の上や下を通過できる適切な通路
- (i) 緊急通信システム

24 時間営業のコールセンターに接続し、道路沿いに設置された緊急電話、特に、主要幹線道路のための設備

(j) サービス施設と休憩地域

サービス施設(駐車場、燃料供給・自動車修理所、連絡センター、衛生施設(トイレ)、ホテル、レストラン)と一体となった休憩施設、道路建設の際に一体的に整備された施設

A11-13	修正	省略
A11-14	批准又は承認	省略
A11-15	発効	省略
A11-16	国内法との整合性	省略
A11-17	保留事項	省略
A11-18	付則の適用停止	省略
A11-19	本協定との関係	省略
A11-20	紛争解決策	省略
A11-21	廃棄通告	省略

付則第12条 越境・通過施設・サービス

前文 省略

A12-1 必要とされるサービス、施設及び人員の利用可能性

協定当事国は、必要とされるサービス、施設及び人員が、本条約のプロトコル1に示す 越境地点において利用可能となるように整える。

A12-2 車両

協定当事国は、以下のように、車両に必要となる最低限のサービス、施設、人員を利用可能とする;自動車修理・保守サービス、燃料ステーション、表面が舗装されたパーキング・エリア、自動車消毒施設。

A12-3 貨物

協定当事国は、以下のように、貨物に必要となる最低限のサービス、施設、人員を利用可能とする;荷の積み卸し、積み替え、荷物検査のための舗装区域、風雨を避けられる待避施設、倉庫施設、冷凍機能を含む保管施設及び、破損、腐敗または紛失の恐れのない状態で安全に商品を保管できるコンテナデポ(とりわけ、衛生または動物検査の結果公表を待つ貨物の保管用あるいは検疫用)、通関用の倉庫、植物の検疫・消毒施設、及び生きた動物を卸し、収容する施設や隔離施設を必要とする場合には、餌や水を与え、休ませるための敷地。

A12-4 乗員、乗客

協定当事国は、以下のように、乗員及び乗客に必要となる最低限のサービス、施設、人 員を利用可能とする;身体検査施設、休憩所、衛生施設(トイレ)、救急医療施設。

A12-5 その他のサービス施設、設備

協定当事国は、以下のような最低限のサービス、施設、人員を利用可能とする;郵便や電気通信(電話、テレックス、FAX、インターネット)のための通信施設、旅行情報センター、銀行と通貨両替所、警察、とりわけ、当事国に指定された国境地点またはターミナル、車両重量計測所、駐車場あるいはデポに駐停車する際に、外国人運転手、乗客、車両及び貨物の安全を守る警官、及び有資格者(とりわけ、英語が堪能な人)。

A12-6 道路及び越境施設

協定当事国は、輸送管理の優先的な越境を可能にするために、2つの越境通路を設け、 必要な場合には、協定当事国は、車線変更レーンを建設する。

A12-7 将来の施設

協定当事国は、以下のような現代的で先進の技術に追いつくように努力し、なるべく早く、適用するように努力する;パスポートの読み取り機械、貨物・コンテナの X 線検査機、自動車車両識別 (ナンバープレート読み取り機)、文書用のバーコード読み取り機。

A12-8	修正	省略
A12-9	批准又は承認	省略
A12-10	発効	省略
A12-11	国内法との整合性	省略
A12-12	保留事項	省略
A12-13	付則の適用停止	省略
A12-14	本協定との関係	省略
A12-15	紛争解決策	省略
A12-16	廃棄通告	省略

付則第 13a 条 複合一貫運送事業者の運送責任に関する制度

前文 省略

A13a-1 複合一貫運送事業者の責務

複合一貫運送事業者の責務は、本付則別紙「複合一貫運送事業者の責務」に示すとおりである。

A13a-2 修正 省略 A13a-3 批准又は承認 省略 A13a-4 発効 省略 A13a-5 国内法との整合性 省略 A13a-6 保留事項 省略 A13a-7 付則の適用停止 省略 A13a-8 本協定との関係 省略 A13a-9 本協定と別紙との関係 省略 A13a-10 紛争解決策 省略 A13a-11 廃棄通告 省略

A13a の別紙:複合一貫運送事業者の責務

付則第 13a 条 別紙 複合一貫運送事業者の責務

第1章 定義

A13a-AT1 用語の定義

本条に規定する用語の定義は、以下のとおりである。

「実運送事業者」(Carrier):運送の全部または一部を遂行する人、実運送事業者は、複合 一貫運送事業者であるか否かを問わない。

「荷受人」(Consignee):複合一貫運送事業者から貨物を受け取る人

「荷送人」(Consignor):複合一貫運送事業者と複合運送契約を締結する人

「配送」(Deliver, Delivered, Delivery): 下記のいずれかを意味する。

- (a) 貨物を荷受人に渡すこと
- (b) 複合一貫運送契約あるいは配送先として適用可能な特定の取引条件にもとづき、荷 受人の処分可能な場所に貨物を置くこと
- (c) 貨物を、配送場所における法規制に従って引き渡す必要がある行政機関あるいは第 三者に渡すこと

「貨物」(Goods):なんらかの財(property)を意味し、複合一貫運送事業者によって提供されたものではない容器、パレットあるいは類似の輸送容器あるいは梱包を含み、輸送中であるか否かを問わない。

「書面で」(in writing):書面での提出とは、紙媒体だけでなく、電子的手段を含み、 テレグラム、テレックス、ファックスその他の、機械的・電子的その他の装置によっ て用件を印字し、記録し、複製し、転送するなんらかの手段を含む。

「国際複合一貫輸送」(International multinational transport):複合一貫輸送契約に もとづいて、複合一貫運送事業者が貨物の運送を引き受けた国の特定地点から、他の 国に位置する配送場所まで、少なくとも2つの異なる輸送手段を用いて貨物を輸送す ることを意味する。

「必須法規」(Mandatory law):貨物輸送に関連する国内法規の一部となる何らかの法規 または国際条約を意味し、荷送人または荷受人にとって有害な契約上の規定によって 変更することのできない条項を意味する。

「複合一貫運送契約」(Multimodal transport contract): それによって、複合一貫運送 事業者が、輸送の対価に対して、国際複合一貫輸送を実施する責務を引き受ける契約 を意味する。

「複合一貫運送契約書」(Multimodal transport document):複合一貫運送契約を証する 文書を意味する。すなわち、複合一貫運送事業者による貨物の輸送責務及び契約条件 にもとづく貨物の配送責任を明記した文書である。 「複合一貫運送事業者」(Multimodal transport operator):複合一貫運送契約の実施責任を有し、その主たる実施主体である本人または代理人を意味し、主たる実施主体にならない荷送人の代理人や複合一貫輸送の一部を担う実運送者またはその代理人は該当しない。

「特別引出権」(SDR: Special drawing right):国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) によって定義された計算単位を意味する。

「運送を引き受ける」(Taken in charge, Taken the goods in his charge, Taking in charge): 貨物が、複合一貫運送事業者に引き渡されたか、運送承認されたことを意味する。

第2章 適用範囲

A13a-AT2 適用範囲

本条は、下記の条件に適合する複合一貫輸送に関わるすべての契約に適用する。

- i)複合一貫運送事業者が複合一貫運送契約にもとづいて貨物の輸送を引き受ける場所が、 本条約締結国内にある場合、あるいは
- ii) 複合一貫運送事業者が複合一貫運送契約にもとづいて貨物を配送する場所が、本条約締結国内にある場合

A13a-AT3 略記

本条において、あるいは本条の適用の目的で採択された規則において、本条の以下の条 文における「複合一貫輸送」、「複合一貫運送事業者」、「複合一貫運送契約」あるいは「複 合一貫運送契約書」は、すべて、その用語の前に「国際」の文字を付与した意味であると みなす。

第3章 複合一貫運送契約書

A13a-AT4 総則

- 1. 複合一貫運送事業者は、貨物の運送引き受けにあたって、複合一貫運送契約書を発行しなければならない。ただし、荷送人が、譲渡可能とするか否かを選択することを妨げない。
- 2. 複合一貫運送契約書は、複合一貫運送事業者あるいはその正当な代理権限を有する人の署名を必要とする。
- 3. 複合一貫運送契約書の署名は、複合一貫運送契約書が発行される国の国内法規に抵触しない限り、手書き以外に、印刷、穴あけ、スタンプ、シンボルあるいはその他の機械的あるいは電子的形態で行うことができる。

A13a-AT5 記載項目

- 1. 複合一貫運送契約書は、以下の記載項目を含むものとする。
- (a) 貨物の一般的性質;貨物の識別に必要な記号(マーク)、貨物が危険物あるは腐敗しやすいものである場合にはその旨の明確な表示、梱包単位の数、貨物の重量あるいは数量、 荷送人によって付与されるすべての特記事項
- (b) 貨物の外見上の状態
- (c)複合一貫運送事業者の名称及び主たる業務の場所
- (d) 荷送人の名称
- (e) 荷送人が記載する場合には、荷受人の名称
- (f)複合一貫運送事業者による貨物の引き受け場所及び日時
- (g)貨物の配送場所
- (h) 両当事者間の明確な合意が得られる場合には、貨物の配送地における配送日または配送 期間
- (i)複合一貫運送契約書が譲渡可能であるか否かの記載
- (i) 複合一貫運送契約書の発行場所及び日時
- (k)複合一貫運送事業者あるいはその正当な代理権者の署名
- (1)関係者間で明確な合意が得られる場合には、各輸送手段毎の運送料金、あるいは、荷受人が支払う範囲までの通貨単位を含む運賃その他の記載
- (m)複合一貫運送契約書発行時点で確定している場合には、予定輸送経路、輸送手段及び中継場所
- (n) その他契約当事者が複合一貫運送契約書への記載を合意した付記事項、ただし、本契約書が発行される国の国内法規に抵触しない内容に限る。
- 2. 複合一貫運送契約書における本条第1項に規定する記載項目の1以上の欠如は、複合一貫運送契約書の法的性格に影響を与えるものではない。

A13a-AT6 契約書の法的位置づけ

- 1. 複合一貫運送契約書は、複合一貫運送事業者が貨物輸送を受託した「一応の証拠」(prima facie evidence) である。ただし、当該文書内に、「荷主の重量、積載量及び数量」「荷主梱包によるコンテナ」あるいは類似の表現による矛盾する表示が文書上に印字または記載していない場合に限る。
- 2. 相反する内容に関する証明は、複合一貫運送契約書が、その内容を信頼しそれにもとづいて行動する荷受人に対して転送され、あるいは、同等の電子的手段で転送され承認された場合には、認められない。

第4章 複合一貫運送事業者の責務

A13a-AT7 適用期間

本付則に定める複合一貫運送事業者の貨物運送責任は、複合一貫運送事業者が貨物の輸送を引き受けた時から配送した時までの期間に適用する。

A13a-AT8 従業員あるいは代理人の行動あるいは怠慢への適用

複合一貫運送事業者は、その従業員あるいは代理人の行動や怠慢が、その雇用条件あるいは契約条件に適合する範囲内で行った行動や怠慢に対して、複合一貫運送事業者本人が行った場合と同一の責任を有する。

A13a-AT9 責任範囲

複合一貫運送事業者は、下記のいずれかに該当する場合、貨物の配送を保証するために 必要なすべての行動を保証する責任を有する。

- (a) 複合一貫運送契約書が、契約書の原本を引き受けた「持参人」に対して譲渡可能な形式 で発行された場合
- (b) 複合一貫運送契約書が、正当に裏書きされた契約書の原本を引き受けた「指図人」に対して譲渡可能な形式で発行された場合
- (c) 複合一貫運送契約書が、契約書の原本を有し本人証明を有する人に対して、上記(b) が 適用可能な「指図人」あるいは空欄上の該当者に移転され、譲渡可能な形式で発行され た場合
- (d) 複合一貫運送契約書が、契約書上に荷受人として記載された人に対して、本人証明を ふまえて譲渡不可能な形式で発行された場合
- (e) 荷送人によって指示された人に対して、あるいは、複合一貫運送契約の下での荷送人または荷受人の権利を承認する人によって、所定の指示を与えるためのいかなる文書も発行されなかった場合。

A13a-AT10 運送責任

- 1. 複合一貫運送事業者は、貨物の紛失または破損によって生じた損失あるいは配送の遅延によって生じた損失を補償する責任を有する。ただし、当該紛失、破損、遅延の発生は、 貨物が、本付則第7条に規定する運送責任の範囲内にあり、複合一貫運送事業者、その従 業者あるいは代理人または本付則第8条に規定する人が、その発生または結果に対して合 理的に必要とされるすべての手段を適用したことを証明できない場合に限る。
- 2. しかし、複合一貫運送事業者は、荷送人が配送日時を明確に指定し、複合一貫運送事業者がその条件を承諾した場合でなければ、配送の遅延に伴う損失を対する責を負うことはない。

A13a-AT11 みなし規定

- 1.配送の遅延は、貨物が、明記された配送日時までに配送されなかった場合に、本規定に該当すると見なされる。また、明記された配送日時がない場合には、誠実勤勉な複合一貫運送事業者に合理的に要請することができる日時までに配送されなかった場合に、本規定に該当すると見なされる。
- 2. 貨物が、本付則前掲各号に規定する配送日に続く90日以内に配送されなかった場合には、反証の証拠がない限り、貨物の損害賠償請求権者は、当該貨物を紛失したとみなすことができる。

A13a-AT12 免責規定

本付則第 10 条の規定にもかかわらず、複合一貫運送事業者は、貨物の運送にあたって、下記の事項の一つ以上に該当する状況は発生したことによって貨物の紛失、破損あるいは遅延が生じたことを立証できる場合には、当該貨物の紛失、破損あるいは遅延に伴う損害賠償の責を免れることができる。

- (a) 不可抗力 (Force majeure)
- (b) 荷送人、荷受人あるいはその代理人の行動あるいは怠慢によるもの
- (c) 貨物の不十分あるいは不完全な梱包、表記あるいは番号付与によるもの
- (d) 荷送人、荷受人あるいはその代理人の貨物の荷扱い、積み卸し、保管によるもの
- (e) 貨物固有の欠陥あるいは潜在的欠陥
- (f) 労働者のストライキ、ロックアウト、休業あるいは活動制限によるもの、その発生原因 あるいは部分または全体によるものかを問わない。
- (g)海上輸送あるいは内水面輸送によって輸送された貨物について、その紛失、破損、遅延 が、
 - (i) 船舶の運行管理に従事する船長、船員等の活動、怠慢あるいは欠陥によって生じた場合あるいは
 - (ii)船舶輸送行の故意あるいは結託によって発生した場合以外の火災によって生じた場合 しかしながら、貨物の紛失あるいは破損が船舶の適切な安全運行を確保できなかった ことによって生じた時はいつでも、複合一貫運送事業者は、航海の開始にあたって善良 なる管理者として船舶の安全航行に必要な措置をとったことを証明できることが必要で ある。

A13a-AT13 損害評価

- 1. 貨物の紛失あるいは破損の損害の評価額は、荷受人に配送された場所及び日時における 当該貨物の商品価値あるいは、複合一貫運送契約にもとづき、貨物の配送されるべき場所 と日時における当該貨物の商品価値を考慮して決定される。
- 2. 貨物の価値は、現行の商品交換価格あるいは、そのような価格がない場合には、既存の市場価格、あるいは、上記の価格のいずれもない場合には、同一の性質・数量の商品の通常価格を考慮して決定する。

第5章 複合一貫運送事業者の責任限度

A13a-AT14 損害賠償限度

荷送人が、複合一貫運送事業者による運送引受に先立って、貨物の性質及び価値を明示し、複合一貫運送契約に明記していない場合には、複合一貫運送事業者は、いかなる場合にも、1梱包あるいは輸送単位当たり666.67 SDR または紛失または破損した貨物の総重量1kg 当たり2.00 SDR、あるいは両者のいずれか多い方の金額を超える額によって、紛失または破損した貨物の損害補償の責を負う。

A13a-AT15 混載単位の扱い

コンテナ、パレットあるいは類似の輸送容器が、一つ以上の梱包・輸送単位を積載していた場合には、これらの輸送単位を包括して複合一貫運送契約に列挙された梱包あるいは出荷単位は、複数の梱包あるいは出荷単位とみなされる。前述した場合を除き、各輸送単位は、単一の梱包または出荷単位とみなされる。

A13a-AT16 海運等を含まない場合の例外規定

上記第 14 条及び第 15 条(AT14, AT15)の規定にかかわらず、複合一貫輸送が、契約書に従って、海運または内水面輸送を含んでいない場合には、複合一貫運送事業者の損害賠償限度額は、紛失または破損した貨物の総重量の 1kg 当たり 8.33 SDR を超えない額に限定される。

A13a-AT17 他の条約等に規定がある場合の例外規定

貨物の紛失または損傷が、複合一貫輸送の特定の一段階で発生した場合であって、別途 損害賠償限度を定める強制法規の国際条約がある場合、複合一貫輸送の一部運送について 分離運送契約が適用されるならば、複合一貫運送事業者のこれらの紛失または破損に関す る損害賠償限度は、上述した条約または強制法規に従って決定される。

A13a-AT18 遅延時の損害賠償

複合一貫運送事業者が、貨物の配送の遅延に伴って生じた損害について賠償責任を負う場合あるいは、貨物の紛失または破損に伴って生じる付帯的な紛失または損傷の損害について賠償責任を負う場合には、その賠償額は、複合一貫輸送のための複合一貫運送契約のもとでの運賃額を超えない額に限定される。

A13a-AT19 限度総額

複合一貫運送事業者の損害賠償額の総計は、貨物紛失の総額に対する賠償責任限度を超 えることはない。

A13a-AT20 管理義務不履行の場合の例外規定

複合一貫運送事業者は、貨物の紛失、破損あるいは配送の遅延が、貨物の紛失、破損、遅延を発生させる意図をもった個人的な行為あるいは怠慢によって生じたものであることが立証されたとき、あるいは、これらの紛失、破損あるいは配送の遅延が生じることを予測できたにもかかわらず、防止の措置をとらなかったことが立証されたときは、損害賠償限度に関する規定は適用されない。

第6章 荷送人の責務

A13a-AT21 荷送人の責務

- 1. 荷送人は、複合一貫運送事業者が貨物の運送を引き受ける際に、貨物の一般的性質、その記号、数量、重量及び、必要な場合には、危険物に関する特性等、複合一貫運送契約書に記載した全ての事項の正確性を保証したものと見なされる。
- 2. 荷送人は、危険物について国際条約または関連国内法規に従って記号またはラベルを付与しなければならない。
- 3. 荷送人は、危険物を複合一貫運送事業者あるいはその代理人に引き渡す場合、荷送人は、 貨物の危険物としての特性を通知し、必要な場合には、注意を与えなければならない。も し、荷送人が、当該義務を怠り、その通知なしに、複合一貫運送事業者が、貨物の危険物 としての特性を知り得ない場合には、
 - (a) 荷送人は、危険物の出荷に伴って生じる全ての損害について複合一貫運送事業者に対する賠償責任を負い、
 - (b) 貨物は、いつでも、必要な場合には、補償額の支払いなしに、荷卸しし、破壊あるいは無害化をすることができる。
- 4. 本条第 3 項の規定は、複合一貫運送事業者が危険物であることを知って運送を引き受けた場合には適用されない。

- 5. 本条第3項の規定が適用されない場合であっても、危険物が生命及び財産を実際に危険にさらす状態になった場合には、状況が必要とする限り、補償額の支払いなしに、複合一貫運送事業者は、その荷卸しし、破壊あるいは無害化をすることができる。ただし、本条第10条(紛失・破損賠償)及び第11条(遅延賠償)に定める損害賠償義務を負う場合、あるいは、一般的状態における管理義務がある場合はこの限りではない。
- 6. 荷送人は、前述した契約記載事項の不正確性あるいは不適切性から生じた損害について、 複合一貫運送事業者の責を問うことはできない。
- 7. 荷送人は、複合運送契約書が譲渡された場合にも同様の責任を有する。
- 8. 複合一貫運送事業者の本損害賠償免責権は、いかなる場合でも、荷送人以外の何人かに対する複合運送契約の下での損害賠償責任を制約するものではない。

第7章 通知・請求・訴訟及び期限

A13a-AT22 通知

- 1. 貨物が複合一貫運送事業者から荷受人に引き渡された際に、荷受人から、複合一貫運送 事業者に対して、書面で、貨物の紛失または破損に関する通知がなされない場合には、こ の貨物の引き渡しそのものが、複合一貫運送契約書に記載された貨物の複合輸送一貫人に よる配送の一応の証拠となる。
- 2. 貨物の紛失または破損が明確でない場合には、貨物が荷受人に引き渡された日から 6 日以内に書面での通知がなされない限り、同様に、配送の一応の証拠となる。

A13a-AT23 期限

別途明示的に合意されたものがない限り、本付則にもとづく複合一貫輸送に関連する訴訟は、貨物の配送後9ヶ月以内に裁判あるいは仲裁手続きが開始されない限り無効となる。貨物が配配送されなかった場合には、配送されるべき日以降あるいは、本付則第11条第2項(AT11)に規定する貨物の配送がなかった日(予定日の90日以後)であって荷送人に貨物を紛失扱いとする権利が与えられた日以降、9ヶ月が期限となる。

A13a-AT24 付則

- 1. 本付則の規定は、複合一貫運送契約の遂行に関する複合一貫運送事業者に対する全ての損害賠償請求に適用され、請求が契約上に明記されているか否かを問わない。
- 2. 同様に、複合一貫運送契約の遂行に関連する損害賠償請求が、その従業員、代理店あるいは複合一貫輸送の遂行のために行う当該サービスを担う人に対して行われるときにはいつでも、その請求が契約上に明記されているか否かを問わず、複合一貫運送事業者及びその従事者等が負う損害賠償総額は、本付則第 14 条から第 19 条 (AT14-AT19) までの損害賠償限度を超えることはない。

3. 第 2 項の規定にかかわらず、複合一貫運送事業者の従事者等は、貨物の紛失、破損あるいは配送の遅延が、貨物の紛失、破損、遅延を発生させる意図をもった個人的な行為あるいは怠慢によって生じたものであることが立証されたとき、あるいは、これらの紛失、破損あるいは配送の遅延が生じることを予測できたにもかかわらず、防止の措置をとらなかったことが立証されたときは、損害賠償限度に関する規定は適用されない。

第8章 所轄裁判所及び不服申立て

A13a-AT25 所轄裁判所

- 1. 本付則に定める国際複合一貫輸送に関する裁判手続きにおいては、原告は、裁判所が所在する国の法律に従って、以下の場所のいずれかを管轄する裁判所で裁判を行うことができる。
- (a) 主たる営業の場所、あるいは被告の居住地、あるいは
- (b) 複合一貫運送契約が締結された場所、被告人の営業場所、支所、代理店の所在地、あるいは
- (c) 複合一貫運送の貨物が引き渡された場所あるいは配送された場所、あるいは
- (d)複合一貫運送契約の目的のために指定された場所あるいは同契約書に指定された場所
- 2. 本条第1項の規定にかかわらず、訴訟発生後に、原告が裁判を実施する場所について当事者間の合意が得られた場合には、当該合意が有効となる。

A13a-AT26 仲裁

- 1. 本条の規定に従って、国際複合一貫輸送に関する訴訟発生後に関係当事者間で書面による合意が得られる場合には、仲裁裁定手法で解決することもできる。
- 2. 仲裁手続きは、原告の選択によって、
 - (a) 該当者の所在する領土内の国における場所等
 - (i)被告人の主たる営業の場所、被告人の居住地、
 - (ii)複合一貫運送契約が締結された場所、被告人の業務の場所、契約が締結された支所 又は営業所の場所
 - (iii)複合一貫運送貨物の引き取り場所または配送場所) あるいは
 - (b) 仲裁条項あるいは合意にもとづいて指定された場所で実施することができる。
- 3. 仲裁者あるいは仲裁裁判所は、本付則の規定を適用する。
- 4. 本条の第2項及び第3項の規定は、全ての仲裁条項あるいは合意その他の条件の一部とみなされる。
- 5. 本条は、国際複合一貫輸送に関する訴訟が発生した後で当事者間で行われた仲裁合意の 有効性に影響するものではない。

A13a-AT27 運送責任原則

- 1. 複合一貫運送契約におけるいかなる条項も、本付則に規定する複合一貫運送責任制度の条件に従って直接または間接的に派生した条項でない限り、無効である。特に、荷送人または荷受人にとって不利になる条項は、全て無効である。しかしながら、本無効条項は、契約書における他の運送条項の有効性を損なうものではない。
- 2. 第1項の規定にもかかわらず、複合一貫運送事業者は、荷送人の合意の下に、本付則に規定する責務や義務の範囲を拡大することができる。

A13a-AT28 付則

本付則の規定は、複合一貫運送契約に含まれる一般的協議条項や関連する国内法規が有効な場合には、当該規定の適用を妨げるものではない。

付則第 13b 条 国際貨物輸送のための複合一貫運送事業者の免許基準

前文 省略

A13b-1 総則

- (a) 「国際複合一貫輸送」(International multinational transport):複合一貫輸送契約 にもとづいて、複合一貫運送事業者が貨物の運送を引き受けた国の特定地点から、他の 国に位置する配送場所まで、少なくとも2つの異なる輸送手段を用いて貨物を輸送する ことを意味する。
- (b) 「複合一貫運送事業者」(Multimodal transport operator):複合一貫運送契約の実施 責任を有し、その主たる実施主体である本人または代理人を意味し、主たる実施主体に ならない荷送人の代理人や複合一貫輸送の一部を担う実運送者またはその代理人は該当 しない。
- (c) 国際複合一貫運送事業者は、以下に定める要件を満たす必要がある。

A13b-2 基本資格要件

- (a) 複合一貫運送事業者は、本付則第3条、第4条及び第5条(A13b-3, A13b-4及びA13b-5) に規定する最低要件に適合する場合には、本国の所管行政機関によって免許を付与され、 あるいは登録される。
- (b) 複合一貫運送事業者が、自然人ではなく法人である場合、あるいは、運送事業者の所有 者本人が条件を満たさない場合には、企業の永続的管理及び実質的管理の責を担う者が、 信頼性及び専門的能力に関する条件を満たさなければならない。
- (c) 適合条件を満たさなくなった複合一貫運送事業者は、その免許または登録資格を剥奪される。
- (d) 複合一貫運送事業者は、本国における関連国内法規に規定するその他の資格要件を満た さなければならない。
- (e) 免許あるいは登録及び複合一貫運送事業者として事業運営する権利は、許認可条件及び 実際の複合一貫輸送における運用条件に影響するものではない。
- (f)本国の所管行政機関は、適用の日から 60 暦日を超えない期間内において、複合一貫運送事業者の免許または登録の付与、拒否または停止を行うことができる。これらの決定は書面で行われる。

A13b-3 信頼性

複合一貫運送事業者は、下記の条件に適合してはならない。

- (a) 刑法、商法あるいは労働法の重罪犯
- (b) 運送関係法規違反の罰則として運送事業者業務資格剥奪処分を受けたもの

(c) 破産宣告者、ただし、本国における運送事業者関連法規に従って適切に、運送事業者と しての権限、能力、特権あるいは財政的健全性を回復または修復した場合を除く

A13b-4 専門的能力

本条約締結国の該当本国は、複合一貫運送事業者の、運送事業としての健全な経済的運営、良質なサービスの提供、公正な競争及び安全な運営に関する能力を検証し、保証しなければならない。この目的にために、条約締結国は、複合一貫運送事業者に対して、複合一貫輸送分野における特に下記の事項に熟練していることを要求する。

- (a) 法的事項(例:契約、運送契約及び運送賠償責任、複合一貫輸送契約、企業法、会計及 び会計法、労働法、)
- (b)輸送管理(例:料金・費用計算、支払い・金融手法、価格規制、保険、利用運送、管理 技術、営業手法)
- (c) 市場参入に関する条件及び要件(例:専門性、運送契約、公正取引及び独占禁止法への アクセス)
- (d)輸送管理に関する技術的事項(例:車両あるいは輸送手段の寸法及び重量、車両あるいは輸送機関の選択、車両及び輸送機器の積み卸し等の荷扱い、危険物及び生鮮品の輸送、輸送管理における環境保護原則等)及び
- (e)安全及び保安手法

A13b-5 財政的健全性

- (a) 複合一貫運送事業者は、運送事業の適切な管理運営に必要な十分な財政的手段を有して いなければならない。
- (b) 複合一貫運送事業者の財政的健全性を評価するために、複合一貫運送事業者の貸借対照表、資産、銀行預金残高、資金借入能力、銀行保証額及び運送保険といった条件を考慮する。
- (c) 複合一貫運送事業者は最低資産として、SDR 8 万ドルに該当する資産を有するか、あるいは同等の保証を提供しなければならない。
- (d)複合一貫運送事業者は、運送契約の賠償責任を保証する保険に加入しなければならない。

A13b-6 通知

協定当時国は、複合一貫運送事業者に関する登録状況を他の国と情報共有するために、 必要な場合には、合同委員会に定期的に更新報告する。

A13b-7	修正	省略
A13b-8	批准又は承認	省略
A13b-9	発効	省略
A13b-10	国内法との整合性	省略
A13b-11	保留事項	省略
A13b-12	付則の適用停止	省略
A13b-13	本協定との関係	省略
A13b-14	紛争解決策	省略
A13b-15	廃棄通告	省略

付則第14条 コンテナ通関

前文 省略

A14-1 総則

(a) 定義

- (i)コンテナとは、輸送用機器であり、
- 貨物を格納するための一部または全部の仕切り板を有し、
- 一繰り返しの再利用に耐えるに十分な強度を有し、永続的性格を有しており、
- ー特に、貨物の積み替えなしに、一つまたは複数の輸送機関による一貫輸送を行うこと を目的としており、
- ある輸送機関から他の輸送機関に積み替える際の荷役を円滑化することを可能にし、
- 一荷積み、荷卸しが円滑になるように設計された容器であり、
- -少なくとも1立米以上の容積を有する容器である。
- (ii)不可抗力(Force Majeure)とは、予測または回避できない状況を意味し、その結果として防ぐことができず、管理できないことを意味する。
- (iii)特別引出権 (SDR: Special drawing right) は、国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) によって定義された計算単位を意味する。

(b) 適用範囲

- (i)本付則の規定は、A14-1(a) (i)に規定するコンテナに適用する。
- (ii)本付則の規定及び手続きは、コンテナ管理者にとって選択的であり、既存のコンテナの一時的輸入管理を用いる権限を付与されている場合または、既存の本国の通関手続きに従う場合のいずれも利用することができる。
- (iii)本付則の規定は、協定当事国が、二国間協定によって本規定以上の便宜を供することを妨げない。
- (iv)コンテナによって輸送される貨物は、本条約の付則第6条(通過及び内陸通関手続きに関する制度)の規定に従う。
- (v)本付則の規定は、コンテナに関する本条約第9条(動植物検疫)に適合する各国の検 疫制度の適用を妨げない。

A14-2 輸入関税及び租税公課の免除

コンテナの再輸入その他の条件は、本付則に規定する。

(a) 各協定当事国は、輸入関税及び租税公課及び他の禁止的条件あるいは制約条件を付与することなしに、他の協定当事国からのコンテナ(他の協定当事国で登録された居住者によって所有され管理されているコンテナ)の一時的許可を行う。

(b) コンテナの修理に必要とされる合理的な数量の備品、機器及び補給品もまた、輸入関税 及び租税公課を免除される(一時的輸入許可書類に特記される必要はない)。

A14-3 コンテナの標章

本付則に規定する措置からの便宜を受けるためには、本付則の別紙に規定する様式にしたがってコンテナに標章を付与しなければならない。

A14-4 一時許可書類

- (a) 当事国に一時的に輸入されるコンテナは、一時的許可書類を携行しなければならない。
- (b) 一時的許可書類は、コンテナが登録されている本国が承認した発行当局・組織によって 発行されなければならない。
- (c)一時的許可書類は、一つ以上の一時的許可を協定当事国の領土において付与してもよい。
- (d)一時的許可書類は、以下の数の副本を含まなければならない:
 - (i)発行・保証組織・機関用の控えとして1部、
 - (ii)コンテナ管理者用の控えとして1部及び
 - (iii)その領土内にコンテナが搬入される両本国の通関当局の控えとして2部。
- (e) 一時的許可書類は、英語表記による以下の事項を含まなければならない。ただし、母国 語の併記を妨げない:
 - (i)件名:コンテナー時的許可書類 (Container Temporary Admission Document)、
 - (ii)本条約第34条(複合一貫運送事業)及び付則第14条(コンテナ通関)に従う旨の明記、
 - (iii)発行機関名称及び署名あるいは押印欄、
 - (iv)書類保有者の氏名及び住所及び署名あるいは押印欄、
 - (v)有効期間及び延長期間、
 - (vi)地理的有効範囲、
 - (vii)輸入及び輸出地点、
 - (viii)コンテナの技術仕様:
 - -登録国、
 - 登録番号、
 - -初度登録年月日、
 - -製造年月日、
 - 一純重量、
 - -製造連続番号、
 - -標識(製造業者の名称あるいは商標)、
 - 一色 (RAL コード)、
 - 積載重量(容量)、

- -設備(タンク、冷凍機等)、
- -金属種別(鉄、合金等)、その他指定事項、
- (ix)輸入の年月日及び場所、個別の一時的輸入許可を証する通関当局の署名あるいは押印、
- (x)輸出の年月日及び場所、個別の一時的許可を証する通関当局の署名あるいは押印、
- (xi)再輸出までの有効期間の延長を保証することを示す記入欄

合同委員会(条約第)は、必要とされる場合には、一時的輸入書類に記載すべき項目を 修正することができる。

(f)合同委員会は、本書類の様式、表記方法、レイアウト及び印字仕様を規定する。

A14-5 再輸出

一時的許可書類に規定するコンテナは、書類記載の有効期間内において、損耗のない同 一の一般的状態で再輸出しなければならない。

A14-6 輸入及び再輸出の証明

- (a) コンテナの一時的許可の証明は、当事国の通関当局による一時的許可文書の適切な複本 の所持及び一時的許可文書の適切な複本に記載された入国証明によって行われる。
- (b) コンテナの再輸出の証明は、当事国の通関当局による一時的許可文書の適正な複本に記載された出国証明によって行われる。
- (c) 出国証明を含む一時的許可文書の原本が欠けた場合には、コンテナ管理者は、コンテナが実際に再輸出されるものであることを通関当局に証明するための代替的証明書類を提出することができる。

A14-7 一時的許可文書の取消

一時的許可文書に記載された有効期間内の出国証明は、一時的許可文書の取消の効果を 有する。再輸出に関する十分な代替的証明書類も同様の効果を有する。

A14-8 有効期限

- (a) 一時的許可文書は、発行日から起算して最低 6 ヶ月の有効期間を有しなければならない。 しかしながら、入国の当事国の通関当局への提出によって有効期間の終了前に最初の利 用が行われた場合には、一時的許可文書は、コンテナが本国に戻るまで有効である。
- (b)本付則の下で許可されたコンテナは、当事国の入国した日から起算して 30 日以内に当該当事国を出国しなければならない。
- (c) 時宜を得るために、一時的許可文書は、当事国の領土内に入国した日から起算して3ヶ月を超えない期間内で履行を終了しなければならない。

A14-9 コンテナ輸送中の事故

- (a) 輸送中コンテナの紛失または破損
 - 一時的に許可されたコンテナは、事故で重大な損害を被った場合には、以下の条件を 満たす場合には再輸出の義務を免除される。
 - (i)輸入課税が輸送当時国の通関当局に支払われた場合、あるいは
 - (ii)コンテナが廃棄され、輸送当事国の通関当局に認められた場合、あるいは
 - (iii)当事国の所管行政官の監督の下で、一時的な入国を許可された人または法人の費用 負担によって破壊され、救出された部品が再輸出されたか、そのために輸入課税が支払 われた場合。

(b) 有効期限の延長

- (i)コンテナの一時的輸入を行った人又は法人が、不可抗力またはその他の合理的理由によって、コンテナの有効期間内の再輸出及び一時的許可文書の取消を行うことができない場合には、有効期間の終了前に、当事国の通関当局に対して再輸出期間の延長願を提出する。
- (ii)当事国の通関当局は、一時許可文書の再輸出あるいは取消が不可抗力またはその他の合理的理由で妨げられたことを承認する場合には当該期間の延長を認める。

(c)輸送経路の変更

コンテナ管理者が意図しない環境条件の変化によって指定経路での輸送を中止せざるを 得なくなった場合には、コンテナ管理者は、当事国の通関当局に直ちに通報しなければな らない。通報を受けた当事国の通関当局は、代替輸送経路を指示するために他の所管当局 に通報しなければならない。

A14-10 発行及び保証機関・機構

- (a) 各協定当事国は、一時的許可文書を発行し、当事国の通関当局に対して、当該文書が適切に履行されなかった場合あるいは他の不測の事態が発生した場合に、輸入課税(利子を含む)を支払うための国内の発行保証組織・機構を承認しなければならない。
- (b) 協定当事国は、所管発行保証組織・機関を相互に承認しなければならない。
- (c) 通関当局が要求する総額の支払いのために、協定当事国は、所管発行保証組織・機構が 送金に必要な機能を付与しなければならない。

A14-11 発行及び保証機関・機構の責務

(a) 所管発行保証組織・機構は、本付則の制度の下でのコンテナの一時的許可に関して、不正な事態が発生した場合(例:関税法規則違反、対応の欠如、一時的許可文書の期限切れ等)には、当事国の関税法規則に従って、直接に輸入課税及び利子の総額の支払い義務を負うコンテナ管理者と、連携してあるいは個別にその責務を履行しなければならない。

- (b) 当事国の通関当局は、その自由裁量で、直接の支払い義務を負う人又は法人に関税、租税、料金及び利子を請求することができる。
- (c) 当事国の通関当局が不正を摘発した場合には、本国の所管発行保証組織・機構は、通知 日から起算して30暦日を超えない範囲内で当事国の通関当局に対して関税、租税、利子 を預託する。
- (d) 当事国の通関当局は、所管発行保証組織・機構が国内法規則の定める期間内に支払額の 返還要求を行った場合には、不正の事実がない場合に受け取った金額を、遅滞なく返還 しなければならない。
- (e) 所管発行保証組織・機構は、当事国の通関当局に対して保証人として支払った関税、租税及び利子を、支払い義務のある文書の保有者又は人・法人から回収し償還要求する権限を付与される。
- (f)所管発行保証組織・機構の支払義務は、発行された一時的許可文書1件につき SDR300 ドルに限定されなければならない。

A14-12 通関当局に対する保証人の保障

(a) 総則

本国通関当局に対する保障義務に適合させるために、所管発行・保障組織・機構は、 本国の通関当局に以下の(b)及び(c)に規定する法的要件及び金額を保障しなければならない。

(b) 法的要件

所管発行・保障組織・機構は、

- (i)本国における資産を維持管理し、あるいは
- (ii)現金の預託金を準備し、あるいは
- (iii)本国の通関当局と共同及び継続的な債券を、
 - 一本国に設立された金融機関が発行する銀行保証の方法によるか、
 - 本国に設立された保険会社が保証する保険契約の方法によって預託し、 あるいは
- (iv)本国における対応する組織によって代理するか、あるいは
- (v)以上の措置の2つ以上の組合せた方法に用いて、本国の通関当局による承認を条件として、保障しなければならない。

(c) 金額

本付則に基づいて提供されるべき保障額は最大 SDR600 ドルである。もし、提供保障額が一部又は全部、未払いの負債に利用された場合には、保障額は SDR600 ドルになるまで補充されなければならない。

A14-13 不法行為の排除

- (a) 協定当事国は、一時的あるいは恒久的に、本付則の適用にあたって、コンテナの国際輸送に適用される関連関税法規則に対する重大な違反を犯した人又は法人を除外する権利を有する。
- (b) 関連協定当事国の通関当局は、全ての他の協定当事者の通関当局及び本国の所管発行・保証機関・機構に対して、本条の適用除外を実施した場合には、直ちに通報しなければならない。

A14-14	修正	省略
A14-15	批准又は承認	省略
A14-16	発効	省略
A14-17	国内法との整合性	省略
A14-18	保留事項	省略
A14-19	付則の適用停止	省略
A14-20	本協定との関係	省略
A14-21	本協定と別紙との関係	省略
A14-22	紛争解決策	省略
A14-23	廃棄通告	省略
別紙(†則第 14 条別紙 コンテナの標章	

付則第 15 条 商品分類システム

前文 省略

A15-1 HS 条約の採用

各協定当事国は、関税率表及び用語を「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS 条約)」(1986 年改訂、ブリュッセル)が規定する「Harmonized Commodity Description and Coding System」(商品の名称及び分類についての統一システム、以下、HS と略す)に従う。

A15-2 6桁以上の桁数の採用

協定当事国は、HS条約付則に定められた6桁のコード表に加えて、商品を細分するための追加コードを付与することを妨げられない。

A15-3 HS システムの決定・修正の採択

協定当事国は、WCO(世界税関機構)がHS条約第8条にもとづいて行うHSに関する決定及び修正を採択する。

A15-4 用語

HS の用語は、HS 条約付則を参照しなければならない。

A15-5	修正	省略
A15-6	批准又は承認	省略
A15-7	発効	省略
A15-8	国内法との整合性	省略
A15-9	保留事項	省略
A15-10	付則の適用停止	省略
A15-11	本協定との関係	省略
A15-12	本協定と別紙との関係	省略
A15-13	紛争解決策	省略
A15-14	廃棄通告	省略

付則第15条 別紙 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」(1986年改訂、ブリュッセル)が規定する「Harmonized Commodity Description and Coding System」(商品の名称および分類についての統一システム) 省略

付則第 16 条 運転免許基準

前文 省略

A16-1 国内運転免許の相互承認

- (a) 協定当事国は、仮免許、一時的免許、条件付き免許等の免許を除き、本国の所管行政 機関の発行する国内用運転免許を相互に承認する。
- (b) 国際輸送を行う自動車の運転者は、本国あるいは協定当事国のいずれかの国で発行された有効かつ適切な運転免許を携帯しなければならない。
- (c) 当事国に入国する際には、運転免許証は最低2ヶ月以上の有効期間を有するものでなければならない。

A16-2 運転免許

- (a) 運転者は、当事国の領土内において、いつでも有効な運転免許証を携帯し、必要な場合には、本付則第3条の規定にもとづいて運転免許証の認証された翻訳版を所管行政当局の検査の目的に資するために携帯しなければならない。
- (b) 運転免許証には最低以下の内容を記載しなければならない:
 - (i)運転免許証の見出し、
 - (ii)発行国・発行行政機関の名称あるいはシンボル、
 - (iii)免許保有者
 - 一氏名
 - 一誕生年月日
 - ー住所及び
 - 一写真、
 - (iv)免許証の有効性
 - 一種別及び
 - 有効期限あるいは有効期間・発行日)、

(v)認証

- 免許証の認証番号、
- 発行行政機関の押印あるいは署名・発行日

A16-3 運転免許の翻訳

- (a) 有効な運転免許証の翻訳は英語、アラビア数字で表記され、所管行政機関によって認 証されなければならない。
- (b) 協定当事国の所管行政機関は翻訳免許証を相互に承認しなければならない。

A16-4 関連情報の周知

- (a) 協定当事国は、運転免許証発行の所管行政機関及びその変更について相互に通知しなければならない。
- (b) 協定当事国の運転免許証発行の所管行政機関は、国内運転免許証の様式及び関連する 変更内容を相互に通知しなければならない。

A16-5	修正	省略
A16-6	批准又は承認	省略
A16-7	発効	省略
A16-8	国内法との整合性	省略
A16-9	保留事項	省略
A16-10	付則の適用停止	省略
A16-11	本協定との関係	省略
A16-12	紛争解決策	省略
A16-13	廃棄通告	省略